

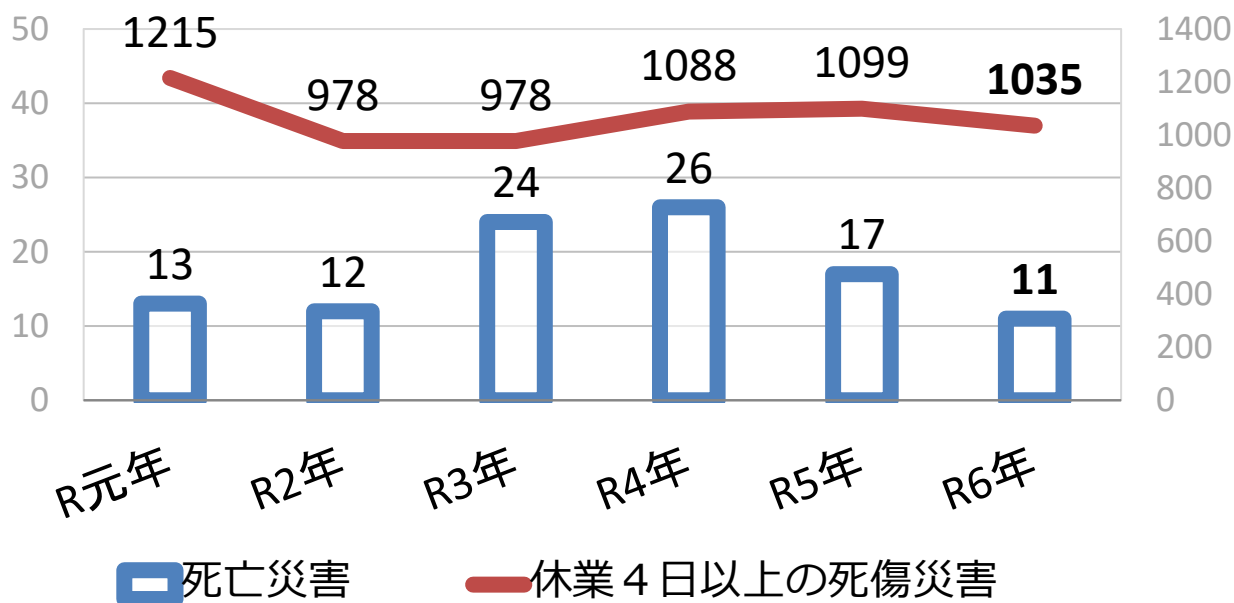
令和7年度 建設業における 安全衛生対策の推進について

東京労働局管内の建築業における労働災害は、長期的には減少傾向を示しておりますが、近年増加傾向となっております。また、重篤な墜落・転落災害が発生しているなど、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が求められております。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

つきましては、建設業の労働災害の防止を図るため、当局でお示ししております特に留意すべき4つの重点事項（決意表明、管理活性化、高所対策、教育強化）4Kや、厚生労働省から毎年示されています建設業の安全衛生対策に係る「留意事項」について、労働安全衛生のための活動を行うなど、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が図られますよう、お願いいたします。

東京労働局管内の建設業における死傷災害発生状況



※ 新型コロナウイルス感染症によるり患を除く

厚生労働省HP



建設業における
安全対策



～トップが発信！ みんなで宣言
一人一人が「安全・安心」～

第14次労働災害防止計画推進中

東京労働局HP



建設業の
安全衛生対策

○ 第14次東京労働局 労働災害防止計画概要・・・	3
○ 建設業労働災害防止対策(4K)・・・	4
○ 建設現場安全管理指針 元方事業者・6 関係請負人・8	
○ 建設工事現場における安全経費 請負関係と労働安全衛生法、 工事の種類・規模別管理体制 職場における喫煙対策・・・	9
○ 発泡プラスチック系断熱材 火災対策・・・	10

本省留意事項

○ 足場等からの墜落・転落 防止措置が強化されます・・・	11
○ 足場からの墜落転落防止対策・・・	15
○ 墜落・転落災害防止のポイント・・・	19
○ はしご・脚立からの墜落防止・・・	20
○ 墜落制止用器具の適切な使用・・・	22
○ 自然災害の復旧復興工事に おける労働災害防止対策・・・	30
○ 高年齢労働者の安全衛生対策・・・	31
○ 外国人建設就労者等の 労働災害防止対策・・・	32
○ 個人事業者等の安全衛生対策 (改正労働安全衛生法)・・・	34
○ 一人親方等の安全衛生対策・・・	36
○ 労働者の転倒災害(転倒による重 傷)を防止しましょう・・・	42
○ 交通労働災害防止対策・・・	44
○ 車両系建設機械等による 労働災害防止対策・・・	45
○ 高度安全機械等導入支援補助金	46
○ 法令による重量物取扱い等、 専門工事業者等の安全衛生 活動支援事業のご案内・・・	47
○ 建設工事の現場等(荷主)における 荷役作業の安全確保・・・	48

○ トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます・・・	50
○ STOP!警備業務中の車両接触・・・	52
○ 警備業における労働災害防止 のためのガイドライン(誘導)・・・	54
○ 伐木作業等の安全対策・・・	55

健康確保対策

○ 建設業におけるメンタルヘルス対策 団体経由産業保健活動助成金・・・	56
熱中症	
○ 熱中症予防対策の強化・・・	57
○ 熱中症予防基本対策のススメ・・・	58
粉じん	
○ 粉じん則等の改正(R2.6)・・・	62
○ じん肺予防対策、ずい道等 建設労働者健康情報管理システム・・・	64
○ アーク溶接、ばり取り、 ずい道ガイドライン改正・・・	65
○ 騒音障害防止対策(改訂)・・・	66
化学物質	
○ 金属アーク溶接作業について・・・	67
○ 新たな化学物質規制導入・・・	68
○ 化学物質による健康障害防止対策 (有機溶剤・一酸化炭素等)・・・	70
○ 鉛含有塗料作業について・・・	72
石綿	
○ ビル・マンション・戸建て住宅 の解体改修をご検討の皆様へ・・・	73
○ 石綿事前調査は施工業者が 必ず行う必要があります・・・	74
○ 工作物石綿事前調査者・・・	75
○ 石綿ばく露等防止対策徹底 マニュアル・・・	76

その他の安全衛生対策

○ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム の普及、リスクアセスメントの実施・・・	78
○ 安全衛生教育、職長等の能力 向上教育に準じた教育の普及、 工事従事者教育の徹底	79
○ 建設工事にかかる各種災害 防止対策等ガイドライン・・・	80

第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度～2027年度）

～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

計画のねらい	労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。 目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、 トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」を キャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。 ロゴマーク		アウトプット指標 計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業場において実施する事項を定めたもの アウトカム指標 アウトプット指標を実施した結果として、期待される事項、効果検証を行うための指標	
	目標	※アウトカム指標達成を目指した場合の期待目標に向けて、設定した目標は以下のとおり ◎死亡災害：  → ◎死傷災害：  ともに、2022年と比較して、2027年までに 5%以上減少 させる。		
アウトカム指標（期待される結果）	○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進 転倒災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。 社会福祉施設における腰痛を2022年と比較して2027年までに減少させる。 60歳代以上の死傷災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。 ○業種別の労働災害防止対策の推進 建設業における死亡者数を2022年と比較して 2027年までに15%以上減少させる。 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに 5%以上減少させる。 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷者数を2022年と比較して2027年までに 5%以上減少させる。 ○労働者の健康確保対策の推進 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。 ○化学物質等による健康障害防止対策の推進 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止期間と比較して、2023年から2027までの5年間で、5%以上減少させる。 熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。			トップによる安全衛生方針の発信をお願いします！！ 設定した指標を達成するため、適宜、検証を行っていきます
	基本的考え方	○本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大 → 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。 ○都市開発プロジェクト関連工事等における安全衛生対策 → 安全衛生意識の啓発及び波及効果が期待できる安全衛生教育のツールの作成、発信を図る。 ○「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進 → “SafeWorkTOKYO”のロゴマークを活用して、「行政が進める安全衛生対策の見える化」を広く国民にアピールする。 		

アウトプット指標（事業場が実施する事項）

東京労働局の重点実施事項（取り組むこと）

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策（ハードソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 - 小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 - 社会福祉施設における介護看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	- 転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知 - 骨密度、ロコモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法の周知 - 事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）などの研究結果の周知 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく予防対策の促進 - 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など腰痛予防対策の周知 「エイジフレンドリーガイドライン」エッセンス版による周知啓発 - 事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組促進、健康診断情報等の電磁的な方法での保存管理やデータ提供を含めたコラボヘルスの推進
---	--

○業種別の労働災害防止対策の推進

- 墜落転落災害の防止に関するリスクアセスメント(RA)に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 - 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 - メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 - 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	- 足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を含む改正労働安全衛生規則等の周知を始め、建設業における墜落転落防止対策の充実強化に向けた指導徹底 - トラックからの荷の積み卸し作業における墜落転落防止対策の充実強化を内容とする、改正安全衛生規則の周知指導 - 荷役作業の安全ガイドラインの周知徹底及び荷主事業者対策の取組 - 機能安全を通じて、現場の作業者が被災するリスクを低減させる取組の推進 - 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組の支援 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組の推進 - 健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットを見える化し、経営層に対する意識の啓発
--	---

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 労働安全衛生法に基づくラベル表示SDS交付の義務対象外で、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 - RA実施の義務対象外で、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RA実施事業場の割合を2025年までに80%以上とするともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 - 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	- 化学物質管理者等の育成支援のため、化学物質管理者講習会（法定及び法定外）のテキスト等の周知 - リスクアセスメント及びその結果に基づく措置濃度基準値遵守のための業種別作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの周知 - 日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計使用の徹底 - 熱中症予防対策の先進的な取組の紹介、教育ツールの提供、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知指導
--	---

建設業の労働災害防止対策を 強化しましょう

墜落・転落災害をはじめとした

【重点取組事項】

- ☑ 死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信
- ☑ 安全衛生管理活動の活性化（下請事業者に対する指導・支援）
- ☑ 墜落・転落災害防止対策の徹底（高所作業の点検強化）
- ☑ 安全衛生教育の実施

Ketui 決意表明

墜落等の死亡災害を
発生させない決意表明を
現場所長自らが発信

Kousyo 高所対策

有効な足場等の作業床、
手すりの設置、墜落
制止用器具の使用徹底！

墜落・転落リスクアセスメントの
実施も忘れずに

Kanri Kasseika 管理活性化

安全衛生管理活動の
的確な実施と活性化！
（リスクアセスメント）
KY活動など

Kyouiku 教育強化

安全衛生教育では
作業手順の遵守確認など

4K

の取組についての確認をお願いします



第14次東京労働局労働災害防止計画（2023～2027年度）
がスタートしました。

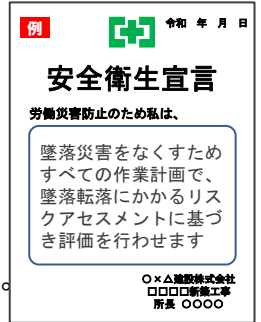
引き続き、労働災害防止対策の推進をお願いします！

トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」

重点取組事項について

1 墜落・転落をはじめとした死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信

現場所長自らが「死亡災害を発生させない」旨の決意を安全衛生宣言などで表明するとともに、現場全体への適切かつ継続的な発信及び周知がなされていること。



2 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組

安全衛生管理活動（現場巡視及び災防協、下請事業者に対する的確な指導・支援等）が実施されていること。

また、作業計画及び作業手順書の作成とそれに基づく手順の遵守、作業開始前の打合せの実施、KY活動の活性化（マンネリ化防止）に向けた取組が行われていること。

【留意事項】

- ※ 日々の職場巡視の徹底はもとより、現場の危険箇所を見つける能力（危険感受性）を養うような創意工夫を凝らした取組を促進することにより、現場全体の安全レベルの向上を図ること。
- ※ リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクの除去・低減を検討し、当該検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。

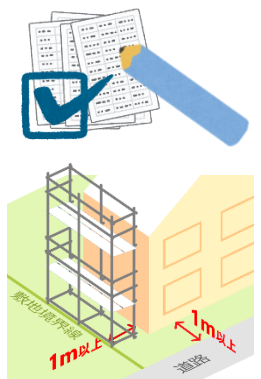


3 墜落・転落災害防止対策の徹底

- (1) 高所作業において、敷地の幅に応じた有効な足場などの作業床の設置、作業床の端や開口部における手すり（囲い等）の設置、墜落制止用器具の的確な使用など墜落・転落防止を重点とした点検強化が的確に図られていること。
- (2) 墜落・転落による危険を未然に防ぐためのリスクアセスメントが実施されていること。
- (3) 鉄骨建方作業が含まれる場合に、令和5年9月28日付け東労発基0928第9号「建築物における鉄骨組立て等の作業の安全総点検について」に基づく安全総点検が行われていること。

【留意事項】

- ※ 死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、リスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。
- ※ 墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。
- ※ 設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、墜落制止用器具の使用等を徹底すること。
- ※ 適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。



4 安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底

- (1) 安全衛生ルールが掲示やデジタルサイネージ等により現場全体で共有され、安全衛生対策が盛り込まれた作業手順書の周知が的確に行われていること。
- (2) 新規入場者教育、職長教育や必要な特別教育の実施状況を確認するとともに、事前教育（下請事業者による入場前教育）の支援が的確に行われていること。
- (3) 危険意識の低下や作業の慣れから生ずる災害防止対策として、災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施など安全衛生意識の向上が図られていること。

【留意事項】

- ※ 作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、「建設業に不慣れな者」を使用することを前提とした管理が必要であることから、必要に応じ、職長教育や安全衛生責任者教育等について再教育を行うこと。また、建設現場で新たに仕事をされる「建設新規就業者」に対しては“建設現場における労働災害防止に必要な最低限のルールを習得させる”ための教育を実施すること。
- ※ 元方事業者、協力会社相互間のコミュニケーション強化と現場全体の安全意識の高揚を図ること。



厚生労働省

では、建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設業における労働災害の防止を図るため、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示した「元方事業者による建設現場安全管理指針」を示しています。

建設業では、一の場所から、関係請負人相互の労働者の混在作業における労働災害を行うことが多いことから、関係請負人相互の労働者の混在作業における労働災害を防止するため、元方事業者に統括管理を義務付けています。

建設現場の安全管理は元方事業者と関係請負人が相互の信頼の下に一体となつて進めていくことが大切であることから、本指針では、元方事業者が実施することが望ましい安全管理の手法とともに、関係請負人が実施することが望ましい事項を示しています。

(1) 安全衛生管理計画の作成

元方事業者は、建設現場における安全衛生管理の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等と内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

なお、この場合において、元方事業者が共同企業体である場合には、共同企業体のすべての構成員事業者ならぬ委員会等で審査する等により連携して、これを作成すること。

(2) 過度の重層請負の改善

元方事業者は、作業間の連絡調整が適切に行われにくいこと、後次の関係請負人において労働災害を防止するための経費が確保されにくくなること等の、労働災害防止上問題を生じやすい過度の重層請負の改善を図るため、次の事項を遵守するとともに、関係請負人に対しても当該事項の遵守について指導すること。

- ① 労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない単純労働の労務提供のみを行う事業者等にその仕事の一部を請け負わせないこと。
- ② 仕事の全部を一括して請け負わせないこと。

(3) 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化

元方事業者は、請負人に示す見積条件に労働災害防止に関する事項を明示する等により、労働災害の防止に係る措置の範囲を明確にするとともに、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にすること。

また、元方事業者は、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費（施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費）については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。さらに、元方事業者は、関係請負人に対しても、これについて指導すること。

なお、請負契約書、請負代金内訳書等において実施者、経費の負担者等を明示する労働災害防止対策の例には、次のようなものがある。→

(1) 請負契約において実施者及び経費の負担者を明示する労働災害防止対策

- ① 関係請負人の壁面防止のための防網の設置
- ② 物体の飛来・落下による災害を防止するための防網の設置
- ③ 安全帯の取付け設備の設置
- ④ 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の接触防止のための誘導員の配置
- ⑤ 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が実施する作業場所の巡回等
- ⑥ 元方事業者が主催する安全大会等への参加
- ⑦ 安全のための講習会等への参加

(2) 請負代金内訳書に明示する経費

- ① 関係請負人に、上記④の誘導員を配置させる場合の費用
- ② 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が作業場所の巡回等の現場管理を実施するための費用
- ③ 元方事業者が主催する安全大会等に関係請負人が労働者を参加させるための費用
- ④ 元方事業者が開催する関係請負人の労働者等の安全のための講習会等に関係請負人が労働者を参加させる場合の講習会参加費等の費用

(4) 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等

(1) 関係請負人の把握

元方事業者は、関係請負人に対する安全衛生指導を適切に行うため、関係請負人に対し、請負契約の成立後速やかにその名称、請負内容、安全衛生責任者の氏名、安全衛生推進者の選任の有無及びその氏名を通知させ、これを把握しておくこと。

(2) 関係請負人の労働者の把握

元方事業者は、関係請負人に対し、毎作業日の作業を開始する前までに仕事に従事する労働者の数を通知させ、これを把握しておくこと。

また、元方事業者は、関係請負人に対し、その雇用する労働者の安全衛生に係る免許・資格の取得及び特別教育、職長教育の受講の有無等を把握するとともに、新たに作業に従事することとなった関係請負人の労働者について、その者が当該建設現場で作業に従事する前までにこれらの事項を通知させ、これを把握しておくこと。

(3) 安全衛生責任者等の駐在状況の把握

元方事業者は、関係請負人が仕事を行う日の当該関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者の駐在状況を朝礼時、作業間の連絡及び調整時等の機会に把握しておくこと。

(4) 持込機台設備の把握

元方事業者は、関係請負人に対し、関係請負人が建設現場に持ち込む建設機械等の機械設備について事前に通知させ、これを把握しておくとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を徹底させること。

(5) 作業手順書の作成

元方事業者は、関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した作業手順書を作成するよう指導すること。

(6) 協議組織の設置・運営

元方事業者が設置・運営する労働災害防止協議会等の協議組織については、次によりその活性化を図ること。

(1) 会議の開催頻度

元方事業者は、協議組織の会議を毎月1回以上開催すること。

(2) 協議組織の構成

元方事業者は、協議組織の構成員に、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者、元方事業者の現場職員、元方事業者の店社（共同企業体）にあっては、これを構成するすべての事業者の店社）の店社安全衛生管理者又は工事施工・安全管理の責任者、安全衛生責任者又はこれに準ずる者、関係請負人の店社の工事施工・安全管理の責任者、経営幹部、安全衛生推進者等を入れること。

なお、元方事業者は、構成員のうちの店社の職員については、混在作業に伴う労働災害の防止上重要な工程に着手する時期、その他労働災害を防止する上で必要な時期に開催される協議組織の会議に参加させること。

(3) 協議事項 右の表のとおり→

(4) 協議組織の規約

元方事業者は、協議組織の構成員、協議事項、協議組織の会議の開催頻度等を定めた協議組織の規約を作成すること。

(5) 協議組織の会議の議事の記録

元方事業者は、協議組織の会議の議事で重要なものに係る記録を作成するとともに、これを関係請負人に配布すること。

(6) 協議結果の周知

元方事業者は、協議組織の会議の結果で重ての現場労働者に周知すること。

協議事項の会議において取り上げる課題については、次のようなものがあること。

- ① 建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画
- ② 月間又は週間の工程計画
- ③ 機械設備等の配置計画
- ④ 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の作業方法
- ⑤ 移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業方法
- ⑥ 労働者の危険及び健康障害を防止するための基本対策
- ⑦ 安全衛生に関する規程
- ⑧ 安全衛生教育の実施計画
- ⑨ クレーン等の運転についての合図の統一等
- ⑩ 事故現況等の標識の統一等
- ⑪ 有機溶剤等の容器の集積場所の統一等
- ⑫ 警報の統一等
- ⑬ 避難等の訓練の実施方法等の統一等
- ⑭ 労働災害の原因及び再発防止対策
- ⑮ 労働基準監督官等からの指導に基づき労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項
- ⑯ 元方事業者の巡視結果に基づく労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項
- ⑰ その他労働者の危険又は健康障害の防止に関する事項

(7) 作業間の連絡及び調整

元方事業者は、混在作業による労働災害を防止するため、混在作業を開始する前及び日々の安全施工サイクル活動時に次の事項について、混在作業に関連するすべての関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者と十分連絡及び調整を実施すること。

- ① 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の作業計画
- ② 移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業計画
- ③ 機械設備等の配置計画
- ④ 作業場所の巡視の結果
- ⑤ 作業の方法と具体的な労働災害防止対策

(8) 作業場所の巡視

元方事業者は、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者に、毎作業日に1回以上作業場所の巡視を実施させること。

(9) 新規入場者教育

元方事業者は、関係請負人に対し、その労働者のうち、新たに作業を行うこととなった者に対する新規入場者教育の適切な実施に必要な場所、資料の提供等の援助を行うとともに、当該教育の実施状況について報告させ、これを把握しておくこと。

(10) 新たに作業を行う関係請負人に対する措置

元方事業者は、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対し、当該作業開始前に当該関係請負人が作業を開始することとなった日以前の協議組織の会議内容及び作業間の連絡調整の結果のうち当該関係請負人に係る事項を周知すること。

(11) 作業開始前の安全衛生打合せ

元方事業者は、関係請負人に対し、毎日、その労働者を集め、作業開始前の安全衛生打合せを実施するよう指導すること。

(12) 安全施工サイクル活動の実施

元方事業者は、関係請負人に対し、その労働者のうち、新たに作業を行うこととなった者に対する新規入場者教育の適切な実施に必要な場所、資料の提供等の援助を行うとともに、当該教育の実施状況について報告させ、これを把握しておくこと。

(13) 職長会(リーダーク会)の設置

元方事業者は、関係請負人に対し、職長及び労働者の安全衛生意識の高揚、職長間の連絡の緊密化、労働者からの安全衛生情報の掌握を図るため、職長会(リーダーク会)を設置するよう指導すること。

(14) 関係請負人が実施する事項

「関係請負人による 建設現場安全管理指針」のページを参照のこと (8 ページ)

統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の選任

(1) 統括安全衛生責任者

元方事業者は、①正しい道等の建設の仕事、②圧入工法による作業を行う仕事、③一定の橋梁の建設の仕事及び④鉄骨又は鉄骨・鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事を行う場合で、統括安全衛生責任者の選任を要するときは、その事業場に専属の者とすること。

また、統括安全衛生責任者については、統括安全衛生管理に関する教育の実施し、この教育を受けた者のうちから選任すること。

(2) 元方安全衛生管理者

元方事業者は、元方安全衛生管理者については、混在作業現場における労働災害の防止のための技術等に関する教育を実施し、この教育を受けた者で、かつ、同種の仕事について安全衛生の実務に従事した経験がある者のうちから選任すること。

安全衛生パトロールの実施

支店等の店社における安全管理(抜粋)

元方事業者は、その店社が請負契約を締結した仕事について、混在作業に伴う労働災害の防止上重要な工程に着手する時期その他労働災害を防止する上で必要な時期に、店社安全衛生管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者等に当該仕事に係る作業場所の巡視を行わせること。この場合において、元方事業者が共同企業体である場合には、共同企業体のすべての構成事業者の店社が連携してこれを実施すること。

労働災害の原因の調査及び再発防止対策の樹立

元方事業者は、店社が請負契約を締結した仕事に係る作業場所において労働災害が発生した場合には、店社安全衛生管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者及び統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者等により、当該労働災害に係る関係請負人と連携して災害調査を行い、その原因を究明するとともに、再発防止対策を樹立すること。この場合において、元方事業者が共同企業体である場合には、共同企業体のすべての構成事業者の店社が連携して実施すること。

なお、労働災害の原因の究明及び再発防止対策の樹立に当たっては、必要に応じて労働安全コンサルタント等の専門家の活用を図ること。

元方事業者による関係請負人の安全衛生管理状況等の評価

元方事業者は、優良な関係請負人に選定及び育成を図るため、関係請負人の安全管理状況、安全管理能力の評価のための規程を定め、工事の竣工時等に建設現場における関係請負人の安全管理状況等について、統括安全衛生責任者等により評価を行わせるとともに、工事の注文時等には元方事業者の店社の安全管理部門等において関係請負人の店社の安全管理状況等の評価を行うこと。

なお、元方事業者が関係請負人による安全管理状況等の評価を行う場合には次の事項に留意すること。

(1) 建設現場における安全管理状況等	
① 災害防止協議会等の元方事業者が設置運営する協議組織への参加状況	② 店社としての年間の安全衛生管理計画の作成状況
② 統括安全衛生責任者等との連絡、後次の請負人の安全衛生責任者等との作業間の連絡調整の状況	③ 雇入れ時の安全衛生教育及び健康診断の実施状況
③ 労働安全衛生規則第155条第1項に基づく作業計画等の作成状況 など15項目	④ 安全衛生に係る免許所持者、技能講習修了者の養成状況
	⑤ 店社主催の安全大会の開催状況 など12項目

(2) 店社における安全管理状況等

関係請負人の店社等が実施する事項

(1) 安全衛生管理計画の作成

関係請負人は、店社の年間の安全衛生の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等と内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

(2) 安全衛生推進者の選任

関係請負人は、その店社において安全衛生推進者が選任されている場合には、当該安全衛生推進者に、当該店社が請負契約を締結した仕事に係る作業場所の巡視、労働災害の原因の調査、労働者の安全衛生教育の規格、実施等を行わせること。

(3) 安全衛生責任者の選任

関係請負人は、安全衛生責任者を選任する場合には、その職務を十分に行うことができるよう、一定の教育を実施し、当該教育を受けた者の中から選任するとともに、当該者を建設現場に常駐させること。また、関係請負人は、安全衛生責任者の職務の実施状況を把握すること。

(4) 安全衛生パトロールの実施

関係請負人は、その店社が請負契約を締結した仕事について、混在作業に伴う労働災害の防止上重要な工程に着手する時期その他労働災害を防止する上で必要な時期に当該店社の工事施工・安全管理の責任者等に当該仕事に係る作業場所の巡視を行わせること。

(5) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策の樹立

関係請負人は、その雇用する労働者が労働災害に被災した場合には、その店社の工事施工・安全管理の責任者又は安全衛生推進者及び安全衛生責任者又はこれに準ずる者等により、元方事業者及びその仕事を注文した請負人がいる場合にはその請負人と連携して災害調査を行い、その原因を究明するとともに再発防止対策を樹立すること。

建設現場安全管理指針

関係請負人による

建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設現場における労働災害の防止を図るため、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示した「元方事業者による建設現場安全管理指針」を示していますが、**建設現場の安全管理の水準は元方事業者だけが努力しても向上するものではありません。**

建設現場の安全管理は元方事業者と関係請負人が相互の信頼の下に一体となって進めていくことが大切であることから、本指針では、元方事業者が実施することが望ましい安全管理の手法とともに、関係請負人が実施することが望ましい事項を示しています。

関係請負人が実施する事項

建設現場の安全管理は元方事業者だけでなく元方事業者及び関係請負人が一体となつてすすめることによってその水準の一層の向上が期待できるものです。

(1) 過度の重層請負の改善

元方事業者対し、過度の重層請負の防止のため、一括下請けの禁止等の定めがありますが、関係請負人が無原則に再下請けに出しては、結果として重層請負となってしまうため、関係請負人においても再下請けの使用については、慎重に検討し、過度の重層請負とならないようにする必要があります。

(2) 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化

元方事業場は関係請負人に対し、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化するように示されていることを受け、関係請負人が再下請けに出す場合についても、同様のことについて配慮するよう示したものです。

(3) 関係請負人及びその労働者に係る事項等の通知

元方事業場は関係請負人の名称、安全衛生管理者、労働者数、免許等の資格の取得状況、持ち込み機械等について把握することとされていますが、もともと関係請負人としても、適切な安全衛生管理のためには、これらの把握は是非とも必要な事項であることから、これらについて調査し、把握するとともに、元方事業場に報告することを定めたものです。

再下請けを行った場合については、当然値下請け事業場から、これらの情報を収集し、とりまとめのうえ報告することが必要です。

(4) 作業手順書の作成

作業手順書については、元方事業場、関係請負人等との調整が必要な場合も多く、混在作業では作業手順の統一、周知等が安全衛生上重要な事項であり、他の現場で作成したものをそのまま使うのではなく、その現場の状況を踏まえ、元請け等と十分調整のうえ、作成し、実行することが重要です。

建設現場における安全管理(元方事業者)

- 安全衛生管理計画の作成
- 過度の重層請負の改善
- 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等
- 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等
- 作業手順書の作成
- 協議組織の設置・運営
- 作業間の連絡及び調整
- 作業場所の巡回
- 新規入場者教育
- 新たに作業を行う関係請負人に対する措置
- 作業開始前の安全衛生打合せ
- 安全施工サイクル活動の実施
- 職長会（リーダー会）の設置

(5) 協議組織への参加

協議組織では、元方事業者において、作業計画の打ち合わせ、合図の方法の統一等安全作業のための事項が決定されるため、関係請負人においても必ずこれに参加するように定めたものです。

また、災害防止上重要な時期に開催される会議については、店社の安全衛生責任者の参加が必要であることを定めています。

(6) 協議結果の通知

協議については、基本的なこと等は、最初の協議会等で定め、その後は個々の作業ごとに協議を行う場合等がありますが、この場合、その後新たに協議会のメンバーとなった事業場は、基本的な事項等重要な事項について知らないままとなってしまう恐れがあります。このため、新たに現場に入ってきた事業場に対しては、それまでに開催された協議事項のうち重要な事項について、十分に周知しておく必要があります。

(7) 作業間の連絡及び調整事項の実施の管理

作業間の連絡及び調整等の結果、元請け事業場の統括安全衛生責任者又はこれに準ずる者等から、安全衛生に関する指示があった場合、これを確実に実施することが必要ですが、このため、指示のされた事項について、関係者に確実に連絡し、その実施について管理すべきことを定めたものです。

(8) 新規入場者教育の実施

協議組織において、十分に調整を行い、作業計画等を定めても、作業者にこれが伝わらず、実行されないようでは災害防止は図れません。

このため、これら当該作業現場に特有の事項等について、直接使用している事業場の職長等から作業者に十分な教育を行うとともに、その結果について元方事業者に連絡することを定めたものです。

(9) 作業開始前の安全衛生打合せの実施

関係請負人自らが作業開始前に、当日の作業の方法、労働災害防止上の留意事項等について、十分打合せを行い、安全衛生を確保したうえで作業が行われるよう、当日の作業内容、作業間の連絡調整の結果等について、作業開始前に労働者を集めて安全衛生打合せを実施することを定めたものです。

(10) 職長会（リーダー会）の設置

関係請負人は、職長及び労働者の安全衛生意識の高揚、職長間の連絡の緊密化、労働者からの安全衛生情報の把握等を図るため、職長会（リーダー会）を設置することとされています。設置した職長会については、すべての職長が参加することが望ましいことから、それぞれの職長にその重要性を徹底し、参加させることとしています。

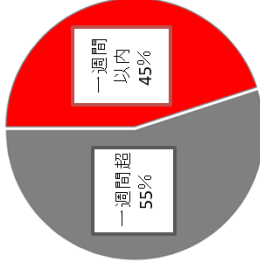
建設現場の安全管理は、元方事業者が一方的に実施するものではなく、関係請負人と一体となつて進めることが大切であり、この観点から、元方事業者は関係請負人の自主的な安全管理活動を促進する必要があります。

Point!

作業内容に変更があったときは、必ず作業を中止し再度作業間の連絡調整と安全衛生打合せを実施しましょう。

Point!

平成29年に発生した死に災害のうち、現場入場1週間以内の災害が45%を占めています。

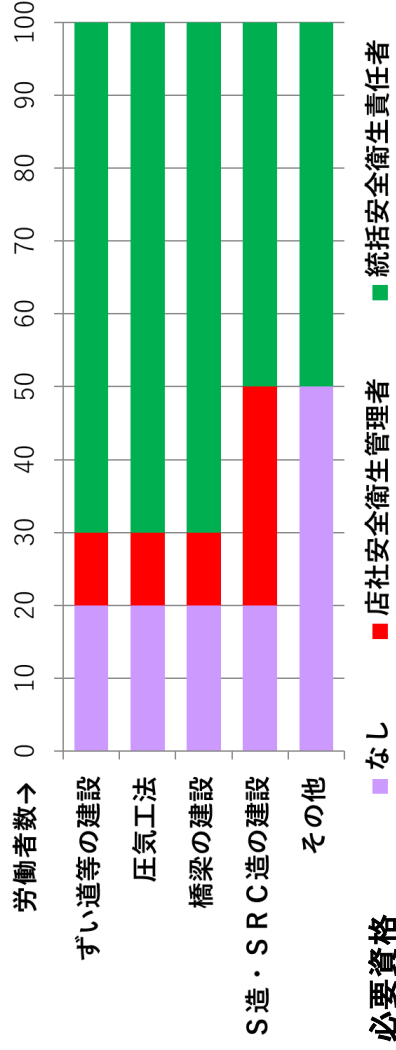
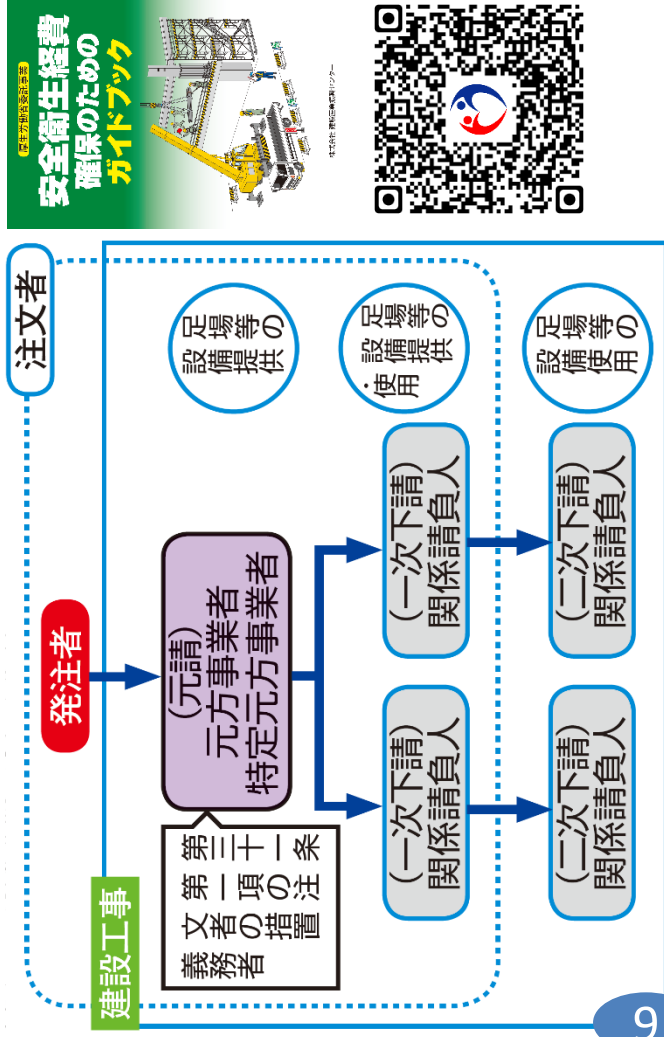


現場入場経過日数別・死亡災害発生状況

Point!

作業を開始する前に、それぞれ関係請負人の労働者が集まり、職長などから当日の作業内容、作業方法、作業手順、人員配置、安全衛生上の注意事項等について指示、連絡及び調整を受けることは、作業を円滑、かつ、安全衛生を確保して進めるために重要なことです。

職場における受動喫煙防止対策



- 統括安全衛生責任者 → 現場の統括管理権限および責任を有する者
- 店社安全生成管理者 → 大学等卒業後、建設工事の施工における安全衛生実務に3年以上従事した者 ほか
- 統括安全衛生責任者の選任義務がある場合は、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者の選任が必要

→ 大学等卒業後、建設工事の施工における安全衛生実務に
3年以上従事した者 ほか

統括安全衛生責任者の選任義務がある場合は、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者の選任が必要

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より全面施行されました。

本法律により、望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わります。

本法律により、望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において、**屋内が原則禁煙**

多くの施設において
20歳未満の方は
喫煙エリアへの
立ち入りが禁止

**屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要**

喫煙室には
標識の掲示が義務

20歳未満の方は、喫煙エリアへは立入禁止に

20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへは一切立入禁止となります。たとえ従業員であっても立ち入らせるとはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の管理権原者等は指導・助言の対象となります。



喫煙室への標識の掲示義務について

硬質ウレタンフォーム等のプラスチック系断熱材については、断熱や結露防止の目的で建築物に使用されていますが、これらを施工する建設現場等で燃焼による労働災害が繰り返し発生しており、昭和60年以降だけで11件の火災が発生し、19人か死んでいます。

本パンフレットはこれらの災害を防止するための基本的な事項をとりまとめたものです。

1 プラスチック系断熱材の施工作業 及び施工場所にかかる表示

断熱材を施工する場所については

- 断熱材の施工場所であることの表示を行うこと。
- 火気厳禁の表示を行うこと。
- 消火器等を作業場所に備え付けること。



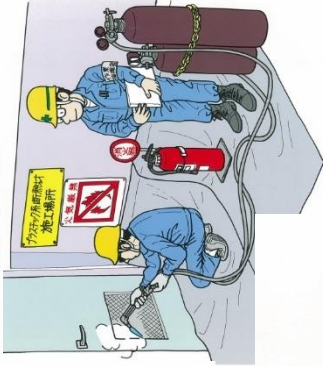
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
建設業労働災害防止協会・各支部

2 プラスチック系断熱材使用場所における作業での火気管理

改修工事等でやむを得ず断熱材が施工してある場所では火気を使用する作業

火気を使用する場所の周囲は、火災、火花等が当たる部分から1メートル以上の範囲の断熱材を予め取り除いたうえ、十分な範囲を不燃性のシートで覆へいすること。

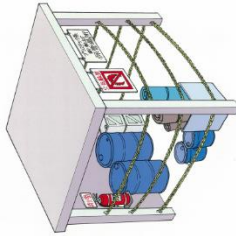
- 消火器等を作業場所に備え付けること。
- 作業指揮者を選任し、作業を直接指揮させること。



3 保管場所等における管理

断熱材を保管する場所については

- 指定の危険物置場に保管すること。鍵のかかる建て屋がある場合はその中に保管すること。
- 仮置き場所を含めて保管場所であること及び火気厳禁の表示を行うこと。
- 消火器等を備え付けること。



火災防止等のための実施事項

調査、確認	元方事業者は、新築工事にあつては断熱材施工計画の発無、既存建築物の改修工事にあつては断熱材の使用の有無にかかる確認を実施し、当該作業等がある場合には断熱材の種類、特性について調査をすること。	教育	作業を実施する事業者は、断熱材を使用する業務に従事する労働者に対する教育を実施すること。断熱材施工場所における断熱材の危険性等に関する教育は、新規入職時教育等における断熱材の危険性等に関する教育を実施すること。
施工計画等	元方事業者は、可燃性のある断熱材の施工中及び施工後の当該場所における火気使用の生じない工事計画の策定、既存建築物の改修工事等でやむを得ず断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う場合は火気管理を含む作業計画を策定すること。	防火対策	火気作業を実施する事業者は、断熱材に対する不燃性シート等による覆へいの実施、消火のための器具の配置等を行うこと。
作業手順の作成	作業を実施する事業者は、作業手順書の作成及び元方事業者との調整を行うこと。	作業指揮者	断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う事業者は、作業指揮者を選任し、直接指揮をすること。
調整	元方事業者は、断熱材施工作業実施場所等における作業の調整を行うこと。	整理整頓	作業場所の整理整備を行い、原料材等を放置しないこと。断熱材の保管場所については、仮置き場所を含め、保管場所であることを表示と火気厳禁の表示を行うこと。
表示	断熱材の使用場所であることを及び火気厳禁の表示を行うこと。	緊急時の措置	元方事業者は、火災発生等の緊急時の連絡方法、避難方法等についてあらかじめ定めおくとともに、関係事業者に周知すること。

発泡プラスチック系断熱材の燃焼性等の性質

●建設現場で使用される発泡プラスチック系断熱材については、硬質ウレタンフォーム等種々の材料のものが使用されているが、それぞれの種類については、昭和51年建設省告示第1231号に基づく防火材料区分及び日本工業規格A1321によりおおよそ次表のとおり区分されている。

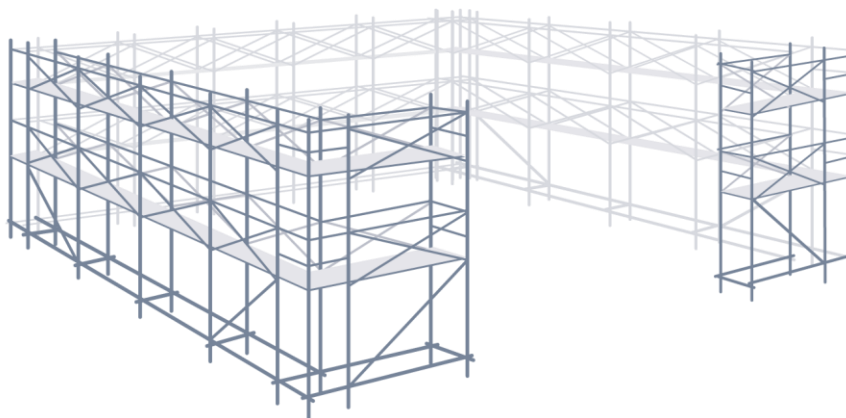
●なお、建設省告示区分で難燃材料、準難燃材料に該当するものにあつても、条件によっては溶接の火炎などにより着火する可能性があり、また、着火した後は他の発泡プラスチック系断熱材と同様に急速に燃焼が広がる危険性を有していることから、火気管理の徹底等火災防止対策が不可欠であることに特に留意すること。

建設省告示区分	JIS区分	種類	ウレタン変成フェノールフォーム
不燃材料	難燃1級		フェノールフォーム
準不燃材料	難燃2級		イソシアヌレートフォーム
難燃材料	難燃3級		
準難燃材料	該当せず		
該当せず			硬質ウレタンフォーム ポリスチレンフォーム 高気泡ポリエチレン 押出発泡ポリスチレン

注) ウレタン変成フェノールフォーム(硬質ウレタンフォームとフェノールフォームの混合物)は、その組成により製品ごとに燃焼性の区分も異なっていること。

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

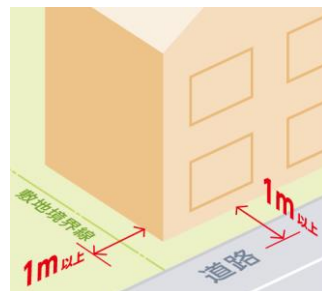
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

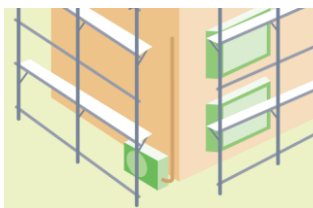
足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

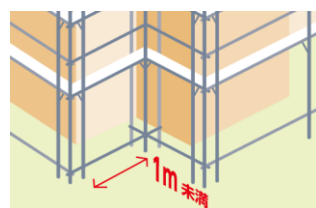


● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

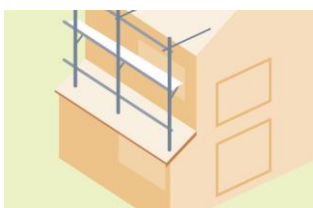
- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



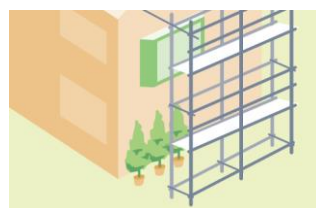
- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



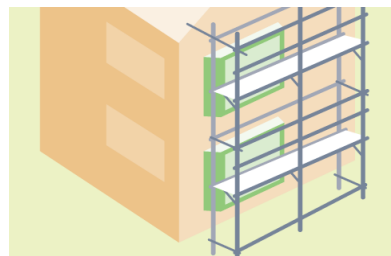
- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる時



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

「足場等の種類別点検チェックリスト」はここから入手できます→

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の
(別添) 安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい
「より安全な措置」等についての資料に掲載されています。



建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

●労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html



【問合せ先】

(足場からの墜落防止措置) お近くの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号：03 (5253) 8111 (内線24813/24816)

足場からの墜落転落防止対策について

関連通達等

- 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(平成27年3月31付け基発0331第9号)
- 足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(令和5年3月14日付け基発0314第2号)
- 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱について(平成24年2月9日付け基安発0209第2号、令和5年3月14日最終改正)
- 「手すり先行工法に係るガイドライン」について(平成15年4月1日付け基発第0401012号、令和5年12月26日最終改正)
- 屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について(木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定)(令和6年3月29日付け基安安発第0329第2号)

[上記の厚労省通知はここからダウンロードできます | 東京労働局HP](#)

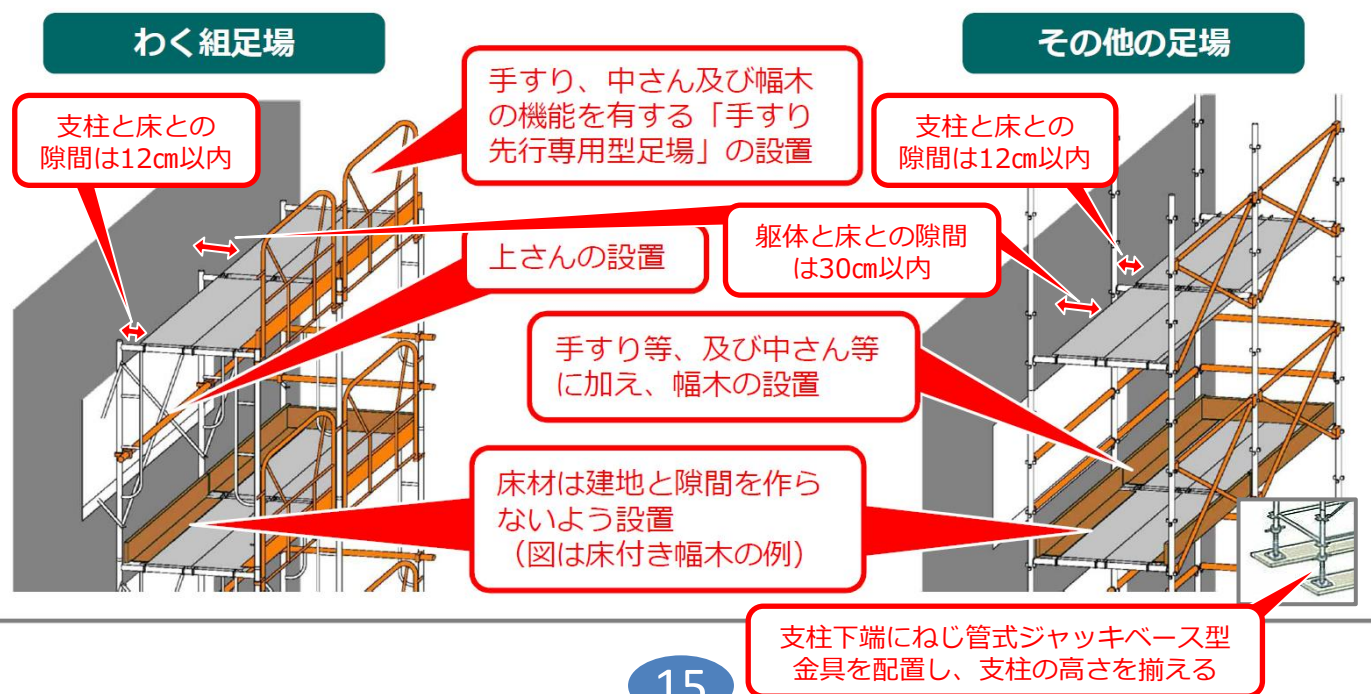


「より安全な措置」等について

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定し、この中で、**労働安全衛生規則**（※）の**確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」**等を示しています。 **P.16** 参照

（１）足場からの墜落防止措置の実施

足場からの墜落災害を防止するため、以下の「より安全な措置」を講じましょう。



「より安全な措置」等について

(2) 「手すり先行工法」及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「**手すり先行工法等に関するガイドライン**」※に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置しましょう。

※ガイドラインは、厚生労働省ホームページに掲載しています。「手すり先行工法」については、次頁参照。

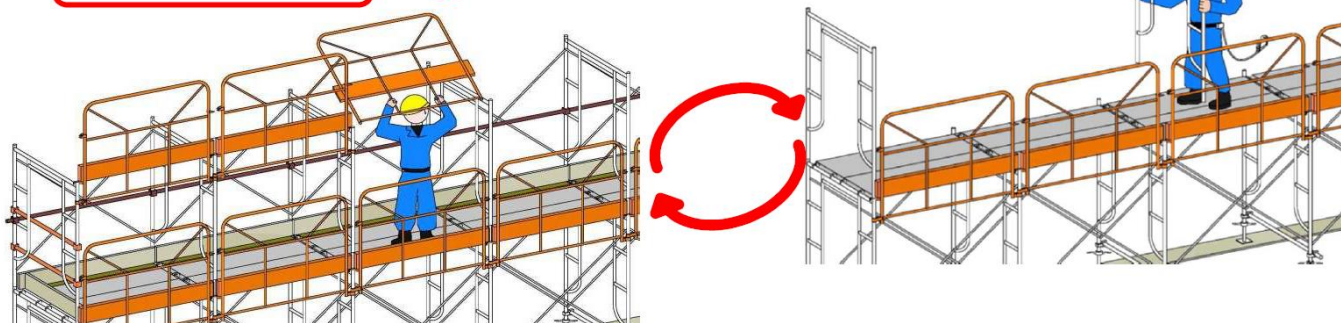
詳しくはこちら→



わく組足場

最上層の一層下から
手すりを設置

手すりがある状態で
組立て・解体の作業
を行う



足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶ 安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

※「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間	時 間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3 時間	1 時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1 時間30分	45分
4 関係法令	1 時間	30分

▶ 平成27年7月1日現在、業務に就いている方 ◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができます。

特別教育の全部を省略することができる方

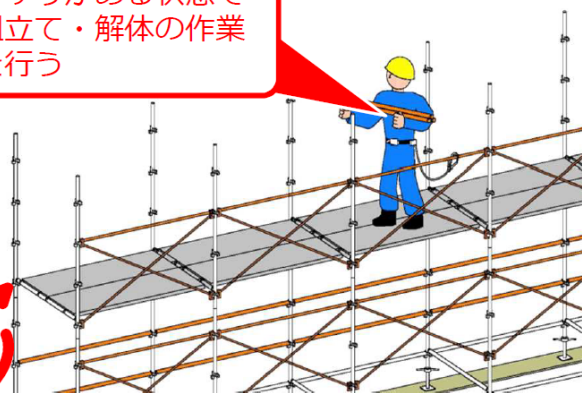
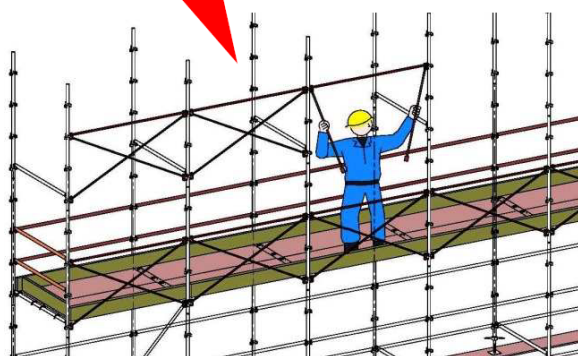
特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。また、右記の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ① 足場の組立て等作業主任者技能講習修了者
- ② 足場の組立て等作業主任者技能講習規程（S47労働省告示第109号）第1条各号の方
- ③ とびの1級または2級の技能検定合格者
- ④ とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

その他の足場

最上層の一層下から
手すりを設置

手すりがある状態で
組立て・解体の作業
を行う



手すり先行工法とは

足場の組立て・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い方法の一つに、手すり先行工法があります。手すり先行工法とは、**足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法**です。

(3) 足場の安全点検の確実な実施 ▶ 安衛則第655条、第655条の2、安衛則第567条

足場の種類に応じた**チェックリスト等**を活用して、**安全点検を確実に実施してください。**

点検の内容例 ーわく組足場用ー

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か ⑤床付き布棒は建わくに隙間なく設置されているか ⑥・ ・ ・ ・ ・
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩み状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建わく、布わくの取付部に緩みはないか ⑤・ ・ ・ ・ ・

足場等の種類別点検チェックリスト () 足場用 (注1)

足場等点検チェックリスト	
工事名 ()	工期 () (注2)
事業場名 ()	点検者職氏名 () (注3)
点検日 ()	点検実施理由 (雨天後、地震後、足場の組立て後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4)
足場等の用途、種類、概要 ()	(注5)

点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是日内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩み状態				
3 繋結材及び繋結金具の損傷及び				

足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の十分な知識・経験のある方を指名しましょう。また、足場の組立て等の作業に直接従事した以外の方が行うことで客観的・的確なものとしましょう。

- ☐ 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方
 - ☐ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築の方）など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
 - ☐ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた方
 - ☐ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方
- 点検実施者について、チェックリストの「点検者職氏名」欄へ記載しましょう。

作業開始前の点検は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名しましょう。

チェックリストや資料は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

- 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（別添：「より安全な措置」等について）
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>
- リーフレット「手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0906-3.html>

1 脚立を使用しての作業

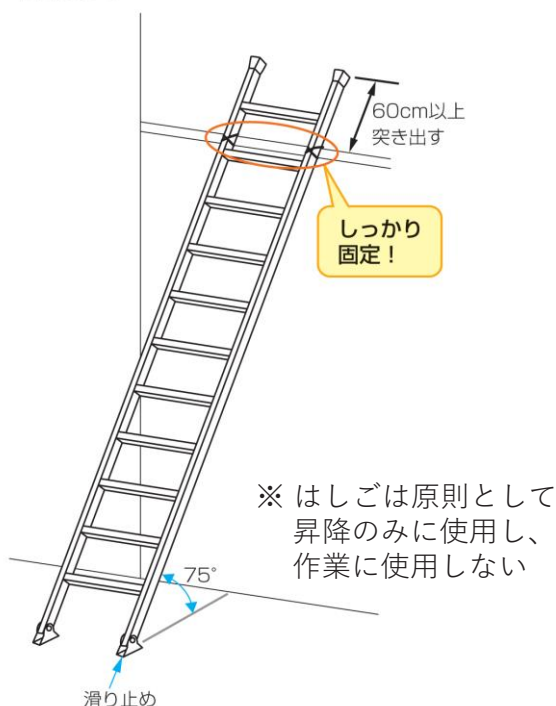


- ① 踏みさんが作業箇所の正面に向くよう設置
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがらない
- ⑦ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける
- ⑧ 身体の重心が自分の両足や脚立の脚部の外に出ないようにする
- ⑨ できるだけ手すり付きのものを使う



2 はしごの昇降

移動はしご



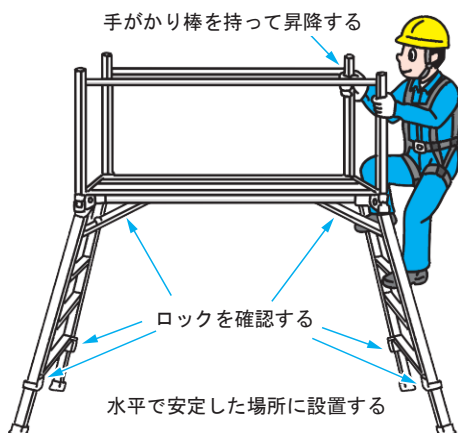
【移動はしご】

- ① はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる
- ② はしごの立て掛け角度は、75度程度とする
- ③ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態を維持しながら昇降する
- ④ 転位しないよう措置する（すべり止め措置の取付、下の者が支える等）
- ⑤ 立て掛ける前に安全ブロック取付設備等に安全ブロックを取り付ける
- ⑥ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑦ 台付ロープは、はしご上端部の支柱に取り付ける

【固定はしご】

- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する
- ② はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる
- ③ 安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
- ④ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑤ 上面床面に乗り移る際は、墜落制止用器具のフックを先掛けする

3 可搬式作業台を使用しての作業



- ① 手がかり棒を立て起こして使用する
- ② 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）
- ③ 水平で安定した場所に設置する
- ④ 脚部が確実にロックされているか確認する
- ⑤ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける
- ⑥ 重心が作業台や両足などの外に出ないようにする
- ⑦ できるだけ手すり付きのものを使う

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

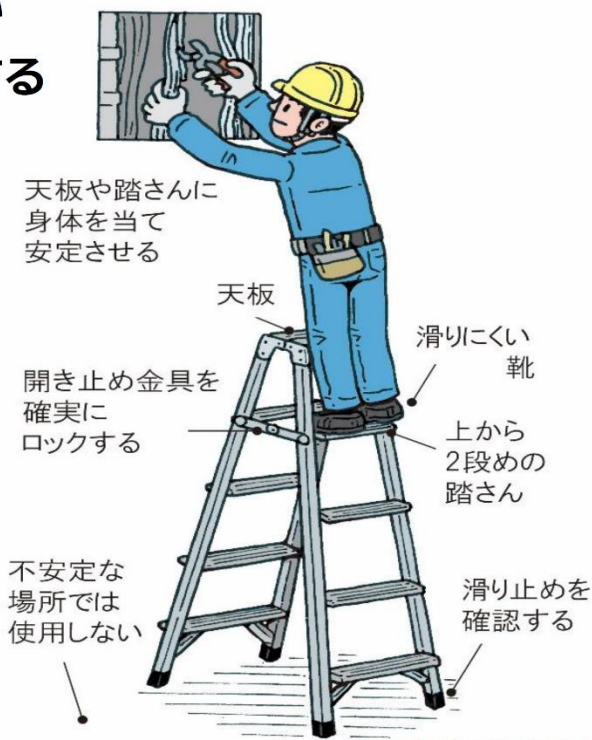
確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	×→	×
③	ハーネス型（一本つり）	○→	ハーネス型（一本つり）

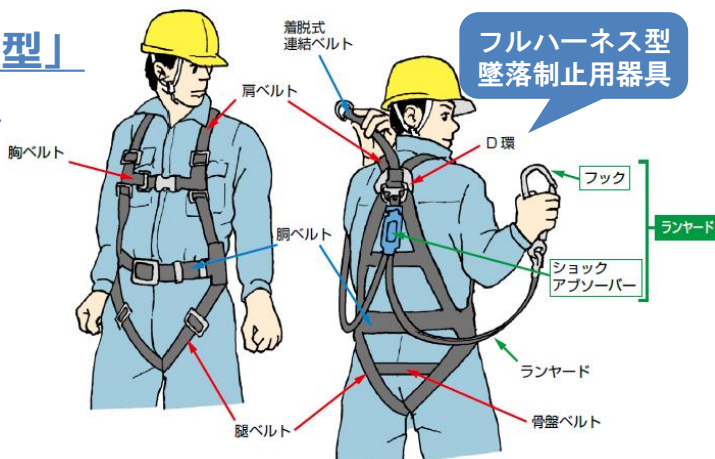
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業（ロープ高所作業を除く）などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P 23～

ガイドラインについて P 25～



政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で作保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月25日に告示されました。
※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者[※]に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → 26ページ参照
2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(令和4)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(令和2)年				2022(令和3)年				2022(令和4)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間					使用可能 (2022(令和4)年1月1日まで)												×
安全帯の 規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製造・ 販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間					製造・販売可能				販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合の一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略できます。
- ② (★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰを省略できます。
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、Ⅲを省略できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用等方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は28・29ページに掲載しています。

適用範囲

- このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用語

●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

(右図のA)

●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。

(右図のB)

●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

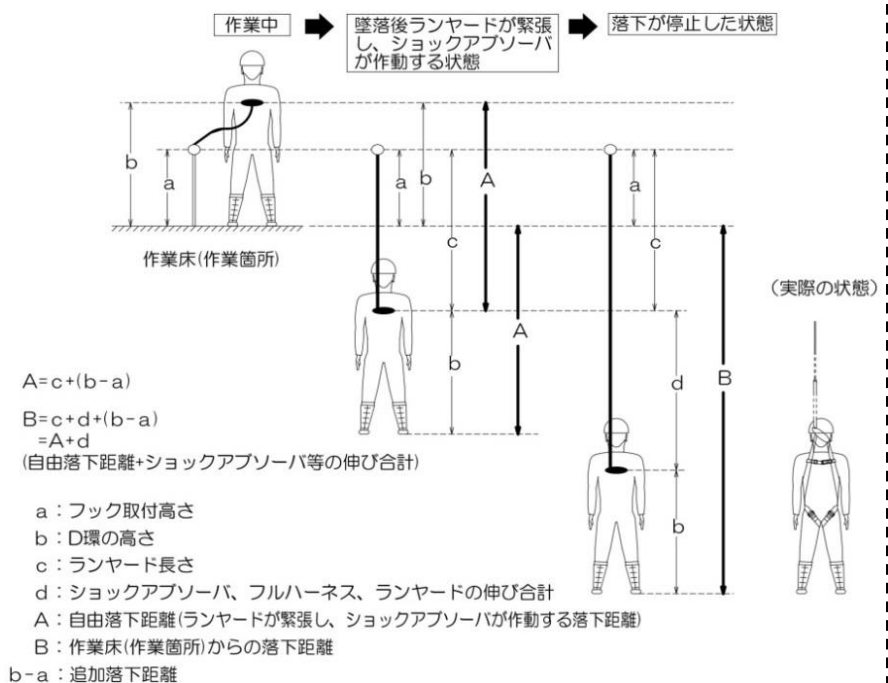
●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

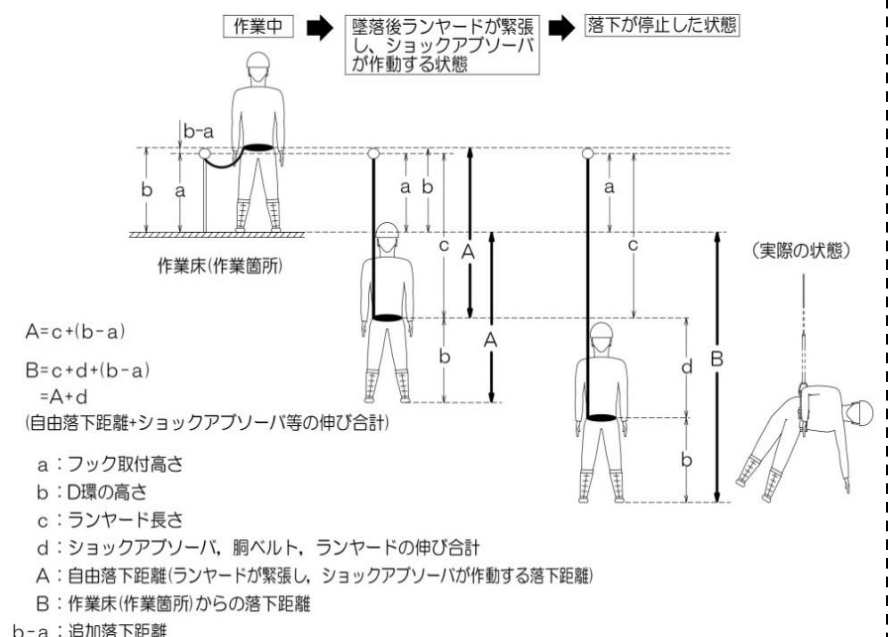
●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】



【胴ベルト型の落下距離等】



要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正された「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)とガイドラインにおいて規定されています。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

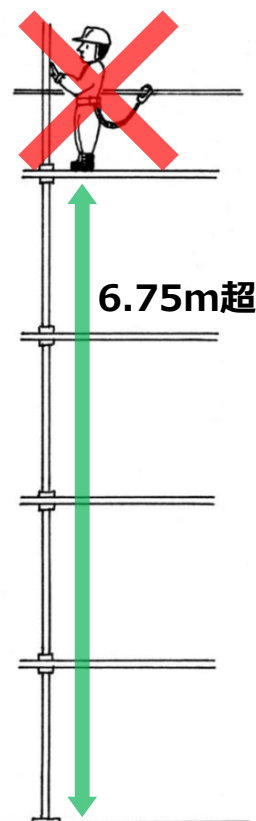
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5 m以上、柱上作業等の場合は2 m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用する必要があります。



6.75m超

要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)



85kg用

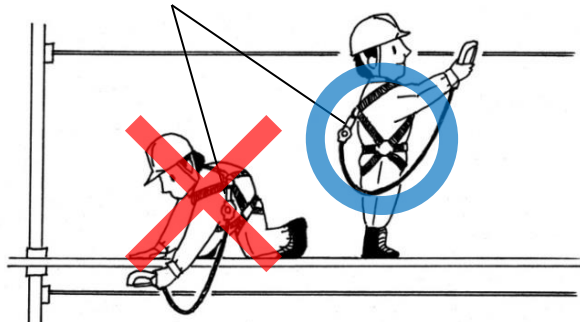
(100kg用が適切な者)

要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。(腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。)

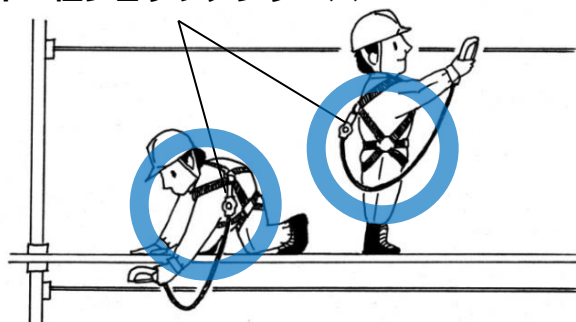
フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ



【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(＝6.75m)以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※1を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※2を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

※2 ランヤードフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。

○ 柱上作業等(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するように取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)

第1 趣旨

高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずることが事業者者に義務付けられている。

今般、墜落による労働災害の防止を図るため、平成30年6月8日に労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第13条第3項第28号の「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」と改めた上で、平成30年6月19日に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）等及び安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）における墜落・転落による労働災害を防止するための措置及び特別教育の追加について所要の改正が行われ、平成31年2月1日から施行される。

本ガイドラインはこれらの改正された安衛令等と相まって、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、改正安衛令等に規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とし、制定したものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した安全対策を講ずるよう努めるものとする。

第2 適用範囲

本ガイドラインは、安衛令第13条第3項第28号に規定される墜落制止用器具を使用して行う作業について適用する。

第3 用語

1 墜落制止用器具を構成する部品等

- (1) フルハーネス型墜落制止用器具 墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具をいう。
- (2) 胴ベルト型墜落制止用器具 身体の腰部に着用する帯状の部品で構成される墜落制止用器具をいう。
- (3) ランヤード フルハーネス又は胴ベルトと親綱その他の取付設備（墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備をいう。）等とを接続するためのロープ又はストラップ（以下「ランヤードのロープ等」という。）及びコネクタ等からなる器具をいう。ショックアブソーバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ等を含む。
- (4) コネクタ フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付設備等を相互に接続するための器具をいう。
- (5) フック コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するためのかぎ形の器具をいう。
- (6) カラビナ コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するための環状の器具をいう。
- (7) ショックアブソーバ 墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0 キロニュートン以下であるものをいい、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0 キロニュートン以下であるものをいう。
- (8) 巻取り器 ランヤードのストラップを巻き取るための器具をいう。墜落を制止するときにランヤードの繰り出しを瞬時に停止するロック機能を有するものがある。
- (9) 補助ロープ 移動時において、主となるランヤードを掛け替える前に移動先の取付設備に掛けることにより、絶えず労働者が取付設備と接続された状態を維持するための短いロープ又はストラップ（以下「ロープ等」という。）をいう。
- (10) 自由落下距離 作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック又はカラビナ（以下「フック等」という。）の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう（図1及び図2のA）。
- (11) 落下距離 作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス若しくは胴ベルトの伸び等により自由落下距離を加えたものをいう（図1及び図2のB）。

2 ワークポジショニング作業関連

- (1) ワークポジショニング作業 ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業をいう。
- (2) ワークポジショニング用ロープ 取付設備に回しがけするロープ等で、伸縮調節器を用いて調整したロープ等の張力によってU字つり状態で身体を作業位置を保持するためのものをいう。
- (3) 伸縮調節器 ワークポジショニング用ロープの構成部品の一つ。ロープの長さを調節するための器具をいう。
- (4) 移動ロープ 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される、鉄塔に上部が固定され垂らされたロープをいう。

3 その他関連器具

- (1) 垂直親綱 鉛直方向に設置するロープ等による取付設備をいう。
- (2) 水平親綱 水平方向に設置するロープ等による取付設備をいう。

（※図1・図2省略）

第4 墜落制止用器具の選定

1 基本的な考え方

- (1) 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。
- (2) 適切な墜落制止用器具の選択には、フルハーネス型又は胴ベルト型の選択のほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それに伴うランヤードの長さ（ロック付き巻取り器を備えるものを含む。）の選択

が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離或使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用器具を選択する必要があること。

- (3) 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に1メートルを加えた値以下とする必要があること。このため、いかなる場合にも守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の最大値（4メートル）及びショックアブソーバの伸びの最大値（1.75メートル）の合計値に1メートルを加えた高さ（6.75メートル）を超える箇所で作業する場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。

2 墜落制止用器具の選定（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

- (1) ショックアブソーバ等の種類の選定
 - ア 腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定すること。
 - イ 鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。
 - ウ 両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。
- (2) ランヤードの選定

ア ランヤードに表示された標準的な条件（ランヤードのフック等の取付高さ(a)：0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ(b)：1.45メートル。以下同じ。）の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。

イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。

ウ 移動時におけるフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法（二丁掛け）が望ましいこと。

エ フルハーネス型で二丁掛けを行う場合、二本の墜落制止用のランヤードを使用すること。

オ 胴ベルト型で二丁掛けを行う場合、墜落制止用のランヤードのフック等を掛け替える時のみに使用するものとして、補助ロープを使用することが認められること。補助ロープにはショックアブソーバを備えないものも含まれるが、その場合、作業時に使用されることがないように、長さを1.3メートル以下のものを選定すること。

- (3) 体重に応じた器具の選定
墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg又は100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- (4) 胴ベルト型が使用可能な高さの目安

建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件（ランヤードのフック等の取付高さ：0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ：1.45メートル、ランヤード長さ：1.7メートル（この場合、自由落下距離は2.3メートル）、ショックアブソーバ（第一種）の伸びの最大値：1.2メートル、フルハーネス等の伸び：1メートル程度）を想定すると、目安高さは5メートル以下とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

- 3 墜落制止用器具の選定（ワークポジショニング作業を伴う場合）
ワークポジショニング作業に使用される身体保持用の器具（以下「ワークポジショニング器具」という。）は、実質的に墜落を防止する効果があるが、墜落した場合にそれを制止するためのバックアップとして墜落制止用器具を併用する必要があること。

- (1) ショックアブソーバの種類の選定
ワークポジショニング作業においては、通常、足下にフック等を掛ける作業はないため、第一種ショックアブソーバを選定すること。ただし、作業内容に足下にフック等を掛ける作業が含まれる場合は、第二種ショックアブソーバを選定すること。
- (2) ランヤードの選定

ア ランヤードに表示された標準的な条件の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。

イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。

ウ 移動時のフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法（二丁掛け）が望ましいこと。また、ワークポジショニング姿勢を保つため、フック等の掛替えを行うことも墜落防止に有効であること。

エ 二丁掛けを行う場合、2本の墜落制止用のランヤードを使用することが望ましいが、二本のうち一本は、ワークポジショニング用のロープを使用することも認められること。この場合、伸縮調整器により、必要最小限のロープの長さで使用する。

- (3) 体重に応じた器具の選定
墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg又は100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- (4) フルハーネス型の選定

ワークポジショニング作業を伴う場合は、通常、頭上に構造物が常に存在し、フック等を頭上に取り付けることが可能であるので、地面に到達しないようにフルハーネス型を使用することが可能であることから、フルハーネス型を選定すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれがある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

- (1) 墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降（昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。）は基本的に異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。
- (2) 垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールを用いて昇降を行う際には、

墜落制止機能は求められないこと。また、ISO規格で認められているように、

垂直

- 親綱、安全ブロック又は垂直レールに、子綱とスライド式墜落制止用の器具を介してフルハーネス型の胸部等に設けたコネクタと直結する場合であって、適切な落下試験等によって安全性を確認できるものは、当該子綱とスライド式墜落制止用の器具は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。
- (3) 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される移動ロープは、ランヤードではなく、親綱と位置づけられる。また、移動ロープとフルハーネス型をキーロック方式安全器具等で直結する場合であって、移動ロープにショックアブソーバが設けられている場合、当該キーロック方式安全器具等は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。この場合、移動ロープのショックアブソーバは、第二種ショックアブソーバに準じた機能を有するものであること。

第5 墜落制止用器具の使用

1 墜落制止用器具の使用方式

(1) 墜落制止用器具の装着

- ア 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認すること。
- イ フルハーネス型については、墜落制止時にフルハーネスがずり上がり、安全な姿勢が保持できなくなるものないよう、緩みなく確実に装着すること。また、胸ベルト等安全上必要な部品を取り外さないこと。胸ベルト型については、できるだけ腰骨の近くで、墜落制止時に足部の方に抜けない位置に、かつ、極力、胸部へずれないよう確実に装着すること。
- ウ バックルは正しく使用し、ベルトの端はベルト通しに確実に通すこと。バックルの装着を正確に行うため、ワンタッチバックル等誤った装着ができない構造となったものを使用することが望ましいこと。また、フルハーネス型の場合は、通常2つ以上のバックルがあるが、これらの組み合わせを誤らないように注意して着用すること。
- エ ワークポジショニング用器具は、伸縮調節器を環に正しく掛け、外れ止め装置の動作を確認するとともに、ベルトの端や作業服が巻き込まれていないことを目視により確認すること。
- オ ワークポジショニング作業の際に、フック等を誤って環以外のものに掛けることのないようにするため、環又はその付近のベルトには、フック等を掛けられる器具をつけないこと。
- カ ワークポジショニング用器具は、装着後、地上において、それぞれの使用条件の状態で体重をかけ、各部に異常がないかどうかを点検すること。
- キ 装着後、墜落制止用器具を使用しないときは、フック等を環に掛け又は収納袋に収める等により、ランヤードが垂れ下がらないようにすること。ワークポジショニング用器具のロープは肩に掛けるかフック等を環に掛けて伸縮調節器によりロープの長さを調節することにより、垂れ下がらないようにすること。
- (2) 墜落制止用器具の取付設備

- ア 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る堅固なものであること。取付設備の強度が判断できない場合には、フック等を取り付けないこと。作業の都合上、やむを得ず強度が不明な取付設備にフック等を取り付けなければならない場合には、フック等をできる限り高い位置に取り付ける等により、取付設備の有する強度の範囲内に墜落制止時の衝撃荷重を抑える処置を講ずること。

- イ 墜落制止用器具の取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。

(3) 墜落制止用器具の使用方式 (ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ア 取付設備は、できるだけ高い位置のものを選ぶこと。
- イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。
- ウ 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振り状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- エ 補助ロープは、移動時の掛替え用に使用するものであり、作業時には使用しないこと。

(4) 墜落制止用器具の使用方式 (ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ア 取付設備は、原則として、頭上の位置のものを選ぶこと。
- イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。
- ウ ワークポジショニング用器具は、ロープによじれないことを確認したうえで、フック等が環に確実に掛かっていることを目視により確認し、伸縮調節器により、ロープの長さを作業上必要最小限の長さに調節し、体重をかけるときは、いきなり手を離して体重をかけるのではなく、徐々に体重を移し、異状がないことを確かめてから手を離すこと。
- エ ワークポジショニング用ロープは、移動時の掛替え時の墜落防止用には使用できるが、作業時には、別途、墜落制止用器具としての要件を満たす別のランヤードを使用して作業を行う必要があること。ワークポジショニング用ロープを掛替え時に使用する場合は、長さを必要最小限とすること。

(5) フック等の使用方式

- ア フック等はランヤードのロープ等の取付部とかぎ部の中心に掛かる引張荷重で性能を規定したものであり、曲げ荷重・外れ止め装置への外力に関しては大きな荷重に耐えられるものではないことを認識したうえで使用すること。
- イ 回し掛けは、フック等に横方向の曲げ荷重を受けたり、取付設備の鋭角部での応力集中によって破断したりする等の問題が生じるおそれがあるので、できるだけ避けること。回し掛けを行う場合には、これらの問題点をよく把握して、それらの問題を回避できるように注意して使用すること。
- ウ ランヤードのロープ等がねじれた状態でフック等の外れ止め装置に絡むと外れ止め装置が変形・破断して外れることがあるので、注意すること。
- エ ランヤードのフック等の取付部にショックアブソーバがある形状のものは、回し掛けをしてフック等がショックアブソーバに掛かるショックアブソーバが機能しないことがあるので、回し掛けしないこと。

2 垂直親綱への取付け

- (1) 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取付けた取付設備にフック等を掛けて使用すること。
- (2) 一本の垂直親綱を使用する作業者数は、原則として一人とすること。

- (3) 垂直親綱に取り付けた取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- (4) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振り状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (5) 長い合成繊維ロープの垂直親綱の下端付近で使用する場合は、墜落制止時に親綱の伸びが大きくなるので、下方の障害物に接触しないように注意すること。
- 3 水平親綱への取付け
- (1) 水平親綱は、墜落制止用器具を取り付ける構造物が身近になく、作業工程が横移動の場合、又は作業上頻繁に横方向に移動する必要がある場合に、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。なお、作業場所の構造上、低い位置に親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講じること。
- (2) 水平親綱を使用する作業者は、原則として1スパンに1人とする。
- (3) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振り状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (4) 水平親綱に合成繊維ロープを使用する場合は、墜落制止時に下方の障害物・地面に接触しないように注意すること。

第6 点検・保守・保管

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

1 点検

- 点検は、日常点検のほかに一定期間ごとに定期点検を行うものとし、次に掲げる事項について作成した点検基準によって行うこと。定期点検の間隔は半年を超えないこと。点検時には、取扱説明書に記載されている安全上必要な部品が全て揃っていることを確認すること。
- (1) ベルトの摩耗、傷、ねじれ、塗料・薬品類による変色・硬化・溶解
- (2) 縫糸の摩耗、切断、ほつれ
- (3) 金具類の摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、樹脂コーティングの劣化、電気ショートの溶融、回転部や摺動部の状態、リベットやバネの状態
- (4) ランヤードの摩耗、素線切れ、傷、やけど、キックや燃りもどり等による変形、薬品類による変色・硬化・溶解、アイ加工部、ショックアブソーバの状態
- (5) 巻取り器のストラップの巻込み、引き出しの状態。ロック機能付き巻取り器については、ストラップを速く引き出したときにロックすること。
- 各部品の損傷の程度による使用限界については、部品の材質、寸法、構造及び使用条件を考慮して設定することが必要であること。
- ランヤードのロープ等の摩耗の進行は速いため、少なくとも1年以上使用しているものについては、短い間隔で定期的にランヤードの目視チェックが必要であること。特に、ワークポジショニング用器具のロープは電柱等とこすれて摩耗が激しいので、こまめな日常点検が必要であること。また、フック等の近くが傷みやすいので念入りな点検が必要であること。
- また、工具ホルダー等を取り付けている場合には、これによるベルトの摩耗が発生するので、定期的にホルダーに隠れる部分の摩耗の確認が必要であること。

2 保守

- 保守は、定期的及び必要に応じて行うこと。保守にあたっては、部品を組み合わせたパッケージ製品(例：フック等、ショックアブソーバ及びロープ等を組み合わせたランヤード)を分解して他社製品の部品と組み合わせることは製造物責任の観点から行わないこと。
- (1) ベルト、ランヤードのロープ等の汚れは、ぬるま湯を使って洗い、落ちにくい場合は中性洗剤を使って洗った後、よくすすぎ、直射日光に当たらない室内の風通しのよい所で自然乾燥させること。その際、ショックアブソーバ内部に水が浸透しないよう留意すること。
- (2) ベルト、ランヤードに塗料がついた場合は、布等でふきとること。強度に影響を与えるような溶剤を使ってはならないこと。
- (3) 金具類が水等に濡れた場合は、乾いた布でよくふきとった後、さび止めの油をうすく塗ること。
- (4) 金具類の回転部、摺動部は定期的に注油すること。砂や泥等がついている場合はよく掃除して取り除くこと。
- (5) 一般的にランヤードのロープ等は墜落制止用器具の部品の中で寿命が最も短いのので、ランヤードのロープ等のみが摩耗した場合には、ランヤードのロープ等を交換するか、ランヤード全体を交換すること。交換にあたっては、墜落制止用器具本体の製造者が推奨する方法によることが望ましいこと。
- (6) 巻取り器については、ロープの巻込み、引出し、ロックがある場合はロックの動作確認を行うとともに、巻取り器力バーの破損、取付けネジの緩みがないこと、金属部品の著しい錆や腐食がないことを確認すること。

3 保管

墜落制止用器具は次のような場所に保管すること。

- (1) 直射日光に当たらない所
- (2) 風通しがよく、湿気のない所
- (3) 火気、放熱体等が近くにない所
- (4) 腐食性物質が近くにない所
- (5) ほこりが散りにくい所
- (6) ねずみの入らない所

第7 廃棄基準

- 1 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。
- 2 点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

第8 特別教育

事業者は、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目について、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行うこと。

(※図表省略)

1 がれき処理作業における災害防止対策

- ①がれきが燃焼している場合は近づかない
- ②安定の悪いがれきの上で作業しない
- ③倒れそうな建物には近づかない
- ④作業中の重機に不用意に近づかない
- ⑤重いものを無理に一人で運ばない
- ⑥長尺のがれきを運ぶときは、周りに十分注意する
- ⑦がれきをトラック等積みむ際は「積み過ぎ」に注意する
- ⑧トラックの荷台への上り下りには昇降設備を使用し、がれきの上には乗らない
- ⑨薬品に限らず中身が不明な液体容器や液漏れ機械を見つけたら、職長等の責任者に連絡する
- ⑩作業中であっても、地震、大雨などの警報が発せられた場合には、すみやかに作業を中止して、安全な場所に避難する
- ⑪夏場等暑い時は熱中症に注意して、水分、塩分、休憩をこまめにとる
- ⑫体調が悪い場合は、作業を直ちに中止し、職長等の責任者に伝える
- ⑬粉じんが発生する場所で飲食や喫煙はしない
- ⑭傷を負った場合には破傷風の危険があるので、すぐに消毒・治療をする



近づかない！



踏み抜き注意！



熱中症注意！



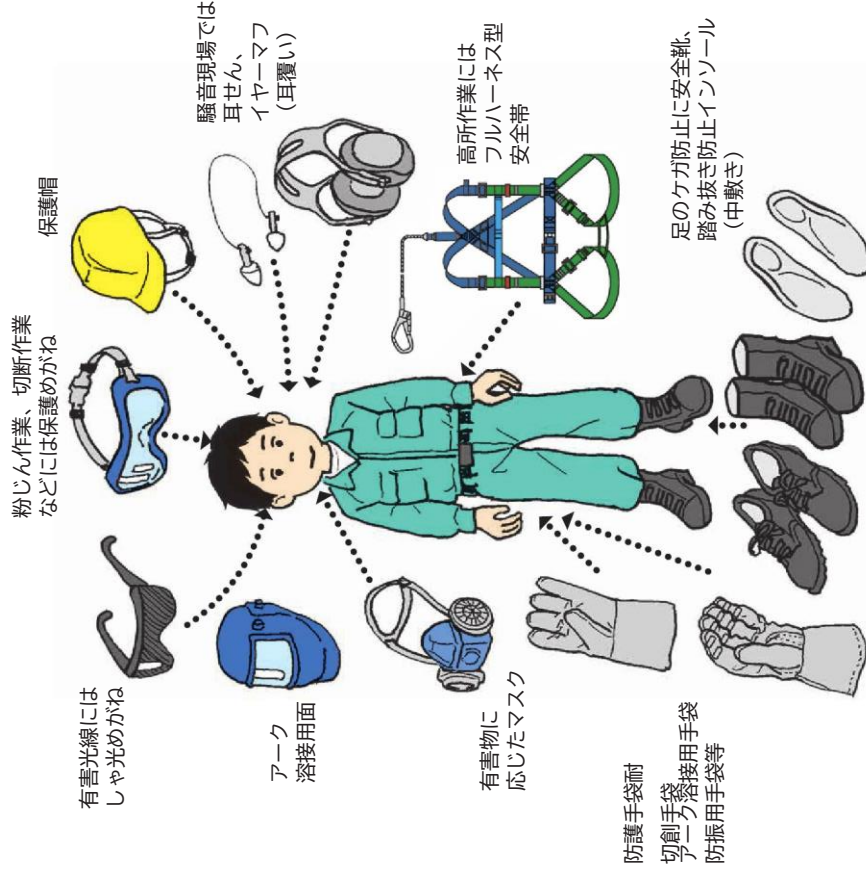
喫煙禁止！

<厚生労働省>

「がれきの処理作業を行う際の注意事項」
～がれき処理作業を行う皆様へ～



がれき処理作業に適した服装と保護具



<建災防>

「がれきの処理作業を行う際の注意事項について」



高年齢労働者の安全衛生対策

○高年齢労働者の安全と健康確保のための
ガイドライン
(エイジフレンドリーガイドライン)

求められる取組

法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能な高齢者労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。

具体的取組

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 安全衛生管理体制の確立等 | 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定するとともに、高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施 |
| (2) 職場環境の改善 | 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入などのハード面の対策とともに、勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理などのソフト面の対策も実施 |
| (3) 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握 | 健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握 |
| (4) 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応 | 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチングするとともに、集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む |
| (5) 安全衛生教育 | 十分な時間をかけ、写真や図、映像等文字以外の情報も活用した教育を実施するとともに、再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する高年齢労働者には、特に丁寧な教育訓練を実施 |

● 労働者に求められる取組

事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

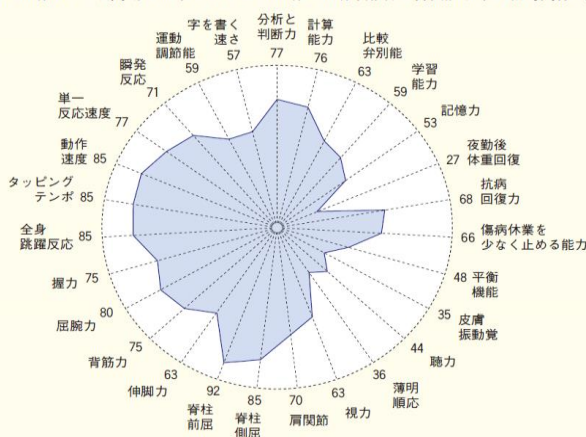
【具体的な取組】

- ・健康診断等による健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理
- ・日常的な運動、食習慣の改善等による体力の維持と生活習慣の改善

加齢に伴う心身機能の変化

東京労働局ホームページ高年齢労働者の安全と健康

20～24歳ないし最高期を基準としてみた55歳～59歳年齢者の各機能水準の相対関係（％）



(斉藤一、遠藤幸男：高齢者の労働能力（労働科学叢書53）労働科学研究所1980より）

労働安全衛生法改正について

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

エイジフレンドリー補助金

エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。



1 労働と「加齢」及び「心身機能」との関連

- ①生理的機能（特に感覚機能、平衡機能）は、早い時期から低下が始まります。
- ②筋力の低下は、脚力から始まり、体の上方へ向かい手の指先へと進みます。
- ③訓練によって得た能力（知識・技能）は、長時間使用するほど維持できます。
- ④経験と技能の蓄積は、熟練を構成し、より高度で複合的な作業能力を生み出します。
- ⑤中高年期以降は、心身機能の個人差が拡大します。

2 加齢に伴う心身機能の変化と労働災害

高年齢者の労働災害防止対策を策定する場合、加齢に伴う心身機能の変化を十分に考慮する必要があります。また、現実の作業場面では、労働者本人が加齢に伴う心身機能の変化を常に自覚していないため、結果として無理な行動につながりやすくなるという点も留意します。



外国人労働者の安全衛生管理

外国人労働者の安全衛生管理のために活用いただける教材、資料などを掲載しています。外国人労働者を雇用している事業者の皆様は、これらを活用して外国人労働者の労働災害防止に取り組んでください。

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

福祉・介護

雇用・労働

雇用

外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（建設業）
Hal-hal umum: Area umum konstruksi
Point-point penting untuk Keselamatan dan kesehatan Anda

1) Pendidikan pada saat penerimaan, pendidikan pengantar, dan pendidikan untuk pemertama baru.

Undang-undang Keselamatan dan Kesehatan Kerja menetapkan bahwa pengusaha harus menyediakan berbagai pendidikan kesehatan dan keselamatan. Anda bisa mendapatkan pendidikan yang Anda butuhkan.

1. Pendidikan pada Saat Pekerjaan:
Saat menempatkan seorang pekerja, adakan pendidikan keselamatan dan kesehatan untuk pekerja yang akan dilibatkan.

2. Pelatihan untuk pendatang baru:
Pelatihan untuk pendatang baru mencakup kondisi lokasi kerja, garis besar pekerjaan, lokasi berbahaya, dan aturan di tempat kerja. Setelah menerima pengalaman kerja, kondisi kesehatan, dll. pada orang tersebut, informasi tersebut digunakan sebagai referensi untuk pengajaran yang sesuai.)

* Selain hal di atas, atasan menyediakan pelatihan keselamatan dan pendidikan pengajaran lainnya sebelum mengirim pekerja ke lokasi konstruksi. Selain itu, untuk melindungi pekerjaan berbahaya seperti menggunakan derek bergerak, perlu mendapatkan lisensi yang diterbitkan oleh hukum dan mengambil kursus pelatihan keterampilan dan pendidikan khusus.

7



外国人労働者の安全衛生管理（手引き等）

- 外国人労働者安全衛生管理の手引き【概要版】 [5.9MB]
- 外国人労働者安全衛生管理の手引き【全体版】 [10.5MB]

令和4年度厚生労働省委託事業「外国人労働者安全管理支援事業（外国人在留支援センター）
（受託者：公益社団法人東京労働基準協会連合会）」



費用
無料

外国人在留支援センター 安全衛生班 が 事業主さまを無料でご支援いたします

支援内容

電話相談 ・ 窓口相談



外国人在留支援センター
Foreign Residents Support Center
FRESH
安全衛生班

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号
四谷タワー 13階
東京労働局外国人特別相談・支援室内
ナビダイヤル 0570-011000

職場の安全を応援する情報発信サイト/ 職場のあんぜんサイト



労働災害統計



労働災害事例



各種教材・ツール



化学物質



= 各種教材・ツール =



動画教材



外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

外国人労働者のための 安全衛生教育等自主点検表		☒
1	安全衛生教育の実施	☐
2	作業手順の理解	☐
3	指示・合図の理解	☐
4	標識・掲示の理解	☐
5	免許・資格の所持	☐

労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（次ページを参照してください）。（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

外国人労働者向け安全衛生教育資料をご活用ください。

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニユアル（製造業向け）

(英・中・ポルトガル・スペイン)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/0000118557.html>

外国人建設就労者に対する安全衛生教育

(英・中・ベトナム・インドネシア)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02443.html

外国人造船就労者に対する安全衛生教育

(英・中・ベトナム・インドネシア・タガログ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00863.html

外国人労働者向け視聴覚教材（木造建築）（無言言語）

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kvozaishiryo.html>

厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/0000186714.html>



建設業に従事する
外国人労働者向け教材

立入禁止 Do Not Enter 禁止入内 CAM HAT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI	禁煙 No Smoking 禁止吸烟 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI	火氣嚴禁 Danger: No Open Flame 严禁烟火 CAM LAM CAM VAO BANG PHUAMSOI	駐車禁止 No Parking 禁止停车 CAM DO XE CAM VAO BANG PHUAMSOI	頭上注意 Watch Your Head 当心头部 CAM HAT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI
足もと注意 Watch Your Step 注意脚下 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI	開口部注意 Danger: Operating in Floor 当心开口处 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI	感電注意 Danger: Electrical Hazard 当心触电 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI	墜落注意 Danger: Falling Hazard 当心落物 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI	路肩注意 Mind the Shoulder 小心路肩 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI
有機溶剤使用中 Organic Solvent in Use 正在使用有机溶剂 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI	最大積載荷重 Maximum Load 最大積載 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI	喫煙所 Smoking Area 吸烟区域 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI	担架 Stretcher 担架 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI	安全通路 Safe Passage 安全通道 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI
整理整頓 Keep Tidy 整理整頓 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI	休憩所 Rest Area 休息区 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI	昇降階段 Staircase 上下楼梯 CAM HUT THUOC CAM VAO BANG PHUAMSOI	安全常識（外国語表記版）は建災防のホームページからダウンロードできます。	安全標識（外国語表記版）は建災防のホームページからダウンロードできます。

労働安全衛生法等の改正の 主なポイントについて（抜粋）

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日（令和7年5月14日）に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

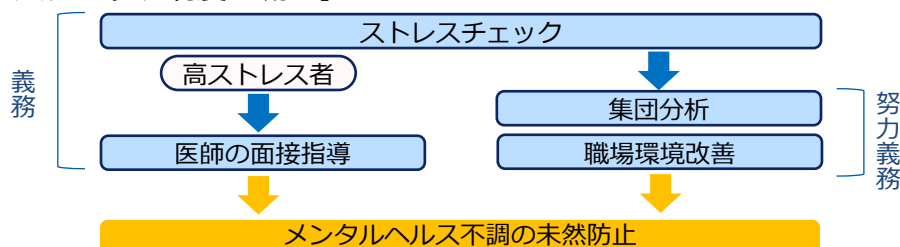
作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

2 職場のメンタルヘルス対策の推進 公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



4 機械等による労働災害防止の促進等

(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、 以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則・ボイラー及び圧力容器安全規則・クレーン等安全規則・ゴンドラ安全規則



厚労省HP

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等において例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

①作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面

②特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
- 周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

2023年4月より

労働者と同じ場所で 危険有害な作業を行う個人事業者等の 保護措置が義務付けられます!!

1 会議室

それでは
1月の工事
よろしく
お願いします

はい

この作業には
一人親方さんにも
入っていませんが
安全衛生知識は
本人にまかせて...

ちょっと
待ったー!

へ?!

ええっ!?
そうなの?

どう
変わるん
だろう?

2023年4月から
労働者と同じ場所で
「※危険有害な
作業」を行う
個人事業者等を
保護するための
措置が事業者
に義務付けられること
知っている
かな?

保護するための
措置が事業者
に義務付けられること
知っている
かな?

とても大切な
ことだから
詳しい内容は
中面を見て
確認してね!

※労働安全衛生法第22条に規定されている以下の11の条件下で、労働者に対する健康増進のための安全措置の取組が義務付けられている作業（業務）の一、若しくは個人事業者等に掛け付けられる場合や、同じ場所で作業をしている労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが義務になります。

- ・労働安全衛生法第22条第1項第1号（※危険有害な作業）
- ・労働安全衛生法第22条第1項第2号（※危険有害な作業）
- ・労働安全衛生法第22条第1項第3号（※危険有害な作業）
- ・労働安全衛生法第22条第1項第4号（※危険有害な作業）
- ・労働安全衛生法第22条第1項第5号（※危険有害な作業）
- ・労働安全衛生法第22条第1項第6号（※危険有害な作業）
- ・労働安全衛生法第22条第1項第7号（※危険有害な作業）
- ・労働安全衛生法第22条第1項第8号（※危険有害な作業）
- ・労働安全衛生法第22条第1項第9号（※危険有害な作業）
- ・労働安全衛生法第22条第1項第10号（※危険有害な作業）
- ・労働安全衛生法第22条第1項第11号（※危険有害な作業）

説明した通り
省令改正に
よって

新たに
措置義務が
生じることが
分かったね!

一人親方

一次

二次

下請業者や一人親方に
作業の一部を
請負わせる場合は
措置義務が
追加されたんですね!

うんうん

資材搬入
業者

警備員

一人親方

さらに同じ
作業場所にいる
労働者以外の
人に対する
措置も義務化
される!

省令改正は
2023年4月
から施行!

元方事業者
だけでなく
下請業者の
みんなも
注意してね!

省令改正の主な内容

1 作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

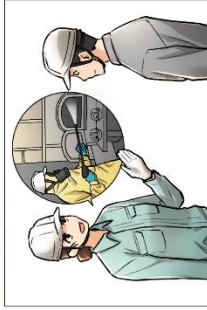
作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

① 局所排気装置等の設備の稼働



請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと。（有機溶剤中毒予防規則第18条第3項等）

② 作業方法の周知



特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること。（労働安全衛生規則第327条第2項等）

③ 保護具使用の周知



労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること。（労働安全衛生規則第327条第2項等）

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

請負契約の有無にかかわらず、労働者と同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

措置が広がるんだな。しっかり対応しよう。

① 立入禁止、喫煙・飲食禁止



労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること。（労働安全衛生規則第585条第1項等）

立入禁止等の措置が講じられた場合は、労働者や労働者以外の作業に従事する者は従わなければならない。

② 退避



作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること。（有機溶剤中毒予防規則第27条第1項等）

③ 有害性等の掲示



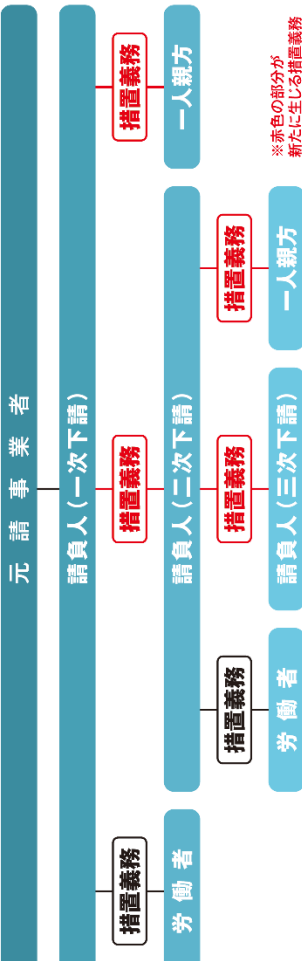
化学物質の有害性等の掲示は、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること。（有機溶剤中毒予防規則第24条第1項等）

省令改正後の注意点

Q&Aで確認!

Q 重層請負の場合は誰が措置義務者となりますか？

事業者が作業の一部を請負人に請負わせる場合の配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請負まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



Q 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要ですか？

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる発注者の立場にあるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

Q 元方事業者として実施すべき事項はありますか？

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければならない。

Q 周知にはどのような方法がありますか？

周知には、右に掲げたような方法があります。いずれの方法でも、周知を受けた請負人等に対し、確実に必要な措置が伝わるよう、わかりやすいものとなるようにしてください。

内容が複雑な場合は口頭じゃないほうがいいですね！

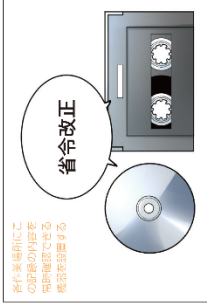
① 掲示



② 書面の交付（請負契約時に書面で示すことも含む）



③ 磁気テープ、磁気ディスク等に記録



④ 口頭で伝える



(1) 元請等の事業者が一人親方等を管理する際に遵守すべき事項

①一人親方等の就労状況を把握する

一人親方等に仕事を依頼し就労させる場合には、「再下請負通知書」等を提出させることにより、先次の協力会社や元請が一人親方等の就労状況を把握できるようにします。再下請負通知書が提出されないままだと、工事関係者に一人親方等が就労していることが伝わらず、毎日の安全工程打合会で検討される翌日の作業内容が一人親方等に十分に周知されないままとなり、災害が発生する原因となります。

②作業間の連絡と調整を怠らない

特定元方事業者（建設業及び造船業の元請）は、混在して作業することによる災害を防止するため、一人親方等を含む混在作業に関連するすべての関係請負人と作業間の連絡及び調整をする必要があります。特に、周辺での作業を把握していなかったために災害が発生しやすい車両系建設機械や移動式クレーンを用いて作業する場合の作業計画等は、一人親方等とも情報を共有するとともに、災害の危険がある場合は、作業間の連絡と調整をする必要があります。

また、下請事業者が一人親方等を使用する場合には、下請事業者と同様に調整等をするよう指導します。

③新規入場者教育を必ず実施し、独り作業等を管理する

一人親方等は独りで作業を行うので、不安全行動を他から注意される機会がほとんどありません。一人親方等は途中からの現場への入退場があるので注意が必要です。途中入場の場合、新規入場者教育を受講せず、朝礼時の安全指示や注意事項を知らずに作業することのないように管理してください。途中入場時には、当日の安全指示や注意事項を職長に必ず確認してから作業し、途中退場時には、災害発生の有無を職長に必ず報告させるよう指導しましょう。特に新規入場時教育（下記(3) 参照）は必ず受講させ、現場ルールをよく理解させましょう。また、一人親方等はスポット作業となることも多く、工事関係者に報告せず、勝手な作業で災害が発生することが多いのです。一人親方等の作業を常に把握し不安全な作業が行われていないか確認しましょう。



(2) 一人親方等に講ずべき安全衛生対策

①KY活動と始業前点検の実施

KYは安全の要です。しかし、一人親方等のKYは「一人KY」とならざるを得ません。「自問自答カード」を作成、使用して必ず「声だし」による「一人KY」を実施させましょう。。

②資格の保有状況を確認してから作業させる

免許や技能講習、特別教育が必要な作業の場合には、事前に必ず必要な資格を確認し、保有してなければ取得してから作業させるようにします。

③作業を変更する時には、元請、協力会社への報告を徹底させる

一人親方等が先次の協力会社や元請に無断で作業を変更した結果、災害が発生することがあります。作業を変更する場合、協力会社の職長を通じて元請に必ず報告させ、元請の承認を得てから作業に取りかかるようにさせましょう。

(3) 一人親方等が現場入場時に共有すべき事項

新規入場者教育時に共有すべき主な内容は、以下のとおりです。

①所長の方針

元請や一人親方等が関係する協力会社の所長の安全衛生方針、重点実施事項等

②工事の概要

工事名称、工期、建物の構造、発注者、設計者、施工者名等

③施工を管理する体制

元請工事事務所の組織、安全衛生管理体制等

④現場の配置図

現場の施工範囲、工事事務所への出入り口、通路、休憩所、トイレ、喫煙場所等を図示

⑤車両・通勤・交通

現場の始業時刻、工事車両（通勤車両、資機材搬入車両等）の入場ルート、工事用駐車場の位置、現場入退場の方法、現場内の制限速度、高さ制限等の車両走行時の現場ルール等

⑥基本的な事項

朝礼、TBM、KY活動への参加、保護具の着用、有資格者の配置、持ち込み機械の点検や許可ルール、必要となる養生措置、火災や事故発生時の報告等

⑦現場の独自ルール

現場の施工環境、近隣協定等の遵守事項や所長方針等の現場独自のルール

⑧品質・環境・その他

施工要領書や作業手順の遵守、施工出来ない場合の元請社員との協議、整理整頓・清掃の実施、産業廃棄物の分別と指定場所への廃棄、煙草の吸殻の始末等

⑨一人親方等の遵守事項

職長会活動、作業間連絡調整会議への積極的な参加、KY用紙・作業安全指示書の記入、作業終了時の報告など一人親方等の遵守すべき事項

(4) その他必要と思われる事項

①重点実施事項

一人親方等には以下の 3 点を励行させることとし、パトロールの際などに重点的に点検することとします。

- ・現場の安全設備の不具合を発見したら改善を申し出ること
- ・現場の安全設備を取り外したら必ず元に戻すこと
- ・ひと作業ひと片付けで作業を進めること

②安全運動

現場の実作業で次の運動や活動を実施させ、習慣として定着させます。

・声掛け運動

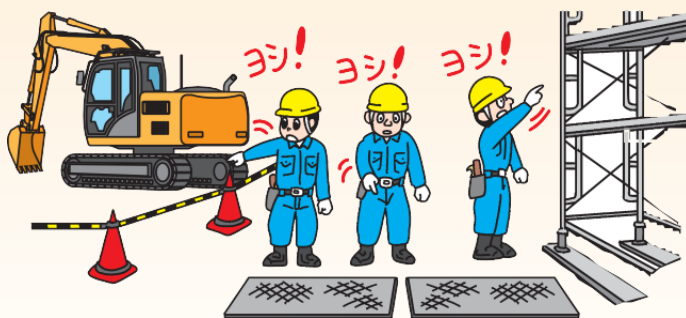
現場での挨拶は「声掛け運動」の基本です。保安帽の見やすい場所に氏名を記載し、挨拶時に名前を呼び合うようにしましょう。声掛け運動の本来の狙いは、作業員の不安全行動を見逃さず、不安全行動を注意することにあります。体調不良の作業員に「大丈夫か？」など、優しい声掛けも併せて行うとよいでしょう。

・KY活動

以前は現場での朝礼を実施した後、TBM 時に安全広場で行っていましたが、最近では、「現地 KY」が普及しています。一人親方等は現地で「一人 KY」を行うことになりますが、危険予知を重点的に行い、リスクアセスメント手法を取り入れた「一人 KY」を実施するとより効果があるでしょう。

・指差呼称

作業開始前に作業場所を指差呼称しながら点検しましょう。視線に指を添えて見て声を出して確認することで見たくない現場の不具合を発見できることがあります。大きな声でなくてもよいので、「指差」して持場を点検してください。元請も指差確認しながら現場を巡視するのも「指差呼称」を定着させる確かな方法の一つです。

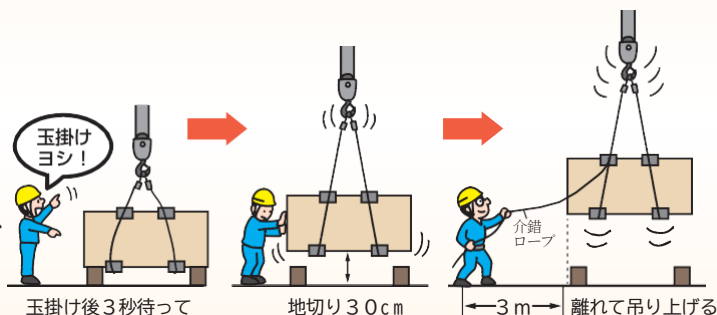


・ヒヤリ・ハット運動

作業終了後に協力会社の職長が作業員全員からひやりとしたり、はっとしたことの有無を聞き取り、あれば元請に報告させ、原因の究明と再発防止対策を講じます。必要に応じて翌日の朝礼で紹介するなどして災害の芽を事前に摘むことができます。

・その他

重機との接触災害を防止するための「グーパー運動」、吊り荷による飛来落下災害を防止するための「3・3・3運動」などがあります。それぞれの目的を理解させ、介錯正しく行われるよう指導してください。



建設職人基本法に基づく基本計画（令和5年6月改訂）

建設工事従事者の安全及び健康の推進のため、基本計画が改訂され以下の事項が追加されています。

- 1 安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳明示する標準見積書の作成・普及
- 2 一人親方との取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負契約の確保
- 3 現場の安全性促進のため、建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野の DX における安全な工法等の研究開発・普及
- 4 処遇の改善及び地位の向上のため、新・担い手 3 法や労働基準法を踏まえた「働き方改革」の推進、処遇の改善、インフラ分野の DX の推進
- 5 墜落・転落災害の防止のため、①足場・屋上等の端、低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害防止のためのマニュアルの作成・普及、②足場点検の確実な実施のための措置の充実、③一側足場の使用範囲の明確化
- 6 健康確保のため、①熱中症予防のための暑さ指数の把握と対策、②騒音による健康障害防止のための作業環境測定、健康診断、労働衛生教育、③解体・改修工事における石綿ばく露防止のための事前調査の実施、その結果に基づく作業の実施と記録の作成
- 7 多様な人材確保のため、①女性の定着促進に向けた現場の労働環境の整備、仕事と家庭の両立のための働き続けられるための環境整備、②増加する外国人労働者への安全衛生教育手法、ピクトグラム安全表示の開発、③「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組、転倒防止の取組

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

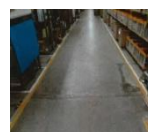
「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
-  通路等の凹凸につまずいて転倒
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
-  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒
➢ 適切な通路の設定
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

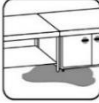
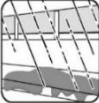


職場3分
エクササイズ

中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー



「滑り」による転倒災害の原因と対策

-  凍結した通路等で滑って転倒
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
-  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
-  ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
-  雨で濡れた通路等で滑って転倒
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



エイジフレンドリー補助金



中小規模事業場
安全衛生サポート事業

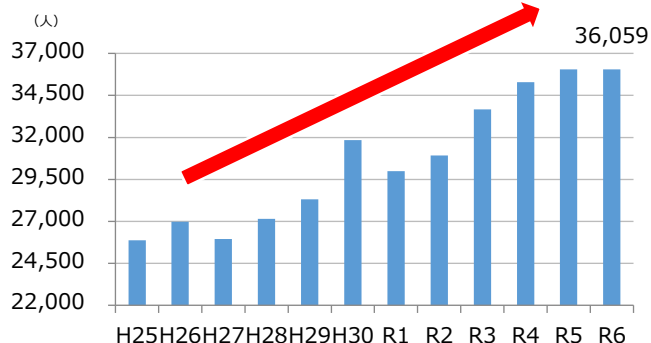
（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

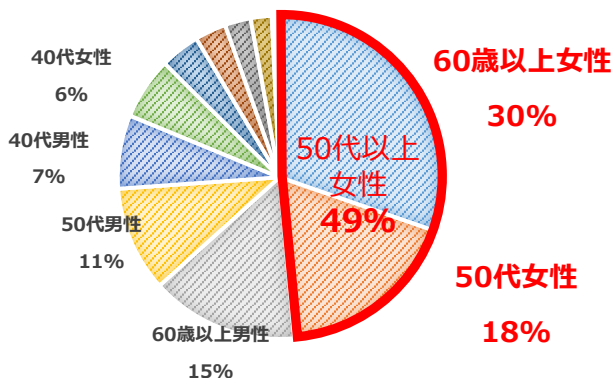


職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途



性別・年齢別内訳（令和5年）



転倒災害による平均休業日数（令和5年）

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

➤ 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります

✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」



✓ 「毎日かんたん！口コモ予防」（出典：健康寿命をのぼそう SMART LIFE PROJECT）



➤ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」（出典：健康寿命をのぼそう SMART LIFE PROJECT）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R6）

○ 交通労働災害防止関係



[交通労働災害防止のためのガイドライン
に係る留意事項について](#)

(H20. 4. 3 基安発第0403001号)

[交通労働災害防止のためのガイドライン](#)

(H6. 2. 18 基発第83号)(改正:H20. 4. 3 基発第0403001号、
H25. 5. 28 基発0528第2号、H30. 6. 1 基発0601第1号)



建設業における交通労働災害防止のための留意事項

上記ガイドライン等から建設業の元請事業場として配慮可能な事項について(抜粋)

- ① 走行計画の作成及び指示 ⇒ 通勤ルートの確認(距離・時間・休憩)
 - ※ 特に長時間運転する計画の場合には休憩時間の設定を行う。
 - 休憩時間の定めを行った場合に、災害が発生しにくくなるという統計が出ている。
 - ※ 早朝時間帯においては、体温が一日のうちで最低となり、反応時間の遅延、眠気の高まり等をもたらすとの調査結果がある。
- ② 交通安全教育の実施 ⇒ 実施状況の確認・元請として援助
 - ※ 下請業者が多数入る大規模現場については、運転者の交通安全教育を主眼とした安全教育を計画することも検討してほしい。
- ③ 交通危険予知訓練の実施(継続的に実施することが望ましい) ⇒ 元請として援助
 - ※ 指差呼称を導入することも検討
- ④ 自動車運転以外の業務の軽減等の配慮 ⇒ 作業分担の配慮・確認
- ⑤ 荷主・元請事業者としての配慮 ⇒ 荷の積み下ろし作業設備の配置
荷台からの墜落転落災害の防止対策・シート掛けの際の対策

令和7年度 建設業労働災害防止対策実施事項(建設業労働災害防止協会)(抜粋)

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(厚生労働省)に基づき災害防止対策を推進する。
- (2) 運転者に厚生労働省「職場のあんぜんサイト」にある「交通労働災害の現状と防止対策」を使用して関係者に交通安全教育を行うとともに、過労による交通労働災害を防止するため、疲労軽減に配慮し、長時間継続した運転を行わせないように管理する。また、疲労、疾病、睡眠不足、体調不良の有無等を確認するため乗務開始前の点呼を実施する。
- (3) 見通しのきかない踏切、転落のおそれがある路肩等の危険箇所について交通ハザードマップ等による危険情報の共有、誘導による安全運転を励行する。
- (4) 作業者の送迎のためにマイクロバス、ワゴン車等を使用する場合には、安全な運行経路を指定し、あらかじめ指名した者に運転させるよう努める。
また、自動車の運転以外の業務の終了後に自動車の業務に従事させる場合には、疲労による交通労働災害を防止するための自動車の運転以外の勤務の軽減に配慮すること。
- (5) 工事現場内での工事車両(車両系建設機械を除く)を運行する場合には、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の配置等を計画的に実施する。
- (6) 走行前、途中、走行後自動車を点検する。
- (7) 特にタイヤの磨耗等に注意するほか、冬季は冬用タイヤへの早めの履替え等、路面の凍結等によるスリップ事故を防止する。
- (8) 過積載や偏荷重が生じないように積載する。
- (9) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態を把握する。
- (10) 同乗者にも必ずシートベルトを着用させる。
- (11) 運転中のカーナビや携帯電話の操作等の「ながら運転」の禁止を徹底する。
- (12) 運転前後の運転者に対してアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認し、その結果の記録を保存する。
- (13) 道路工事の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入するのを防止するため、交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設置する。

車両系建設機械等による労働災害防止対策



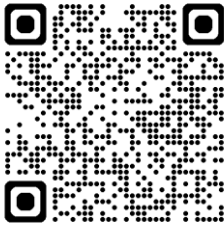
ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

[2 窓口](#)[3 ム検索](#)

[テーマ別を探す](#)[報道・広報](#)[政策について](#)[厚生労働省について](#)[統計情報・白書](#)



建設業に従事する外国人労働者向け教材

教材について

言語ごとに、共通事項と7つ業務、各業務に5つの作業の教材を掲載しています。従事する業務や作業内容に合わせて、それぞれ選択してご使用いただくことができます。動画は、クリックすると、受託者のアップしたYouTubeにジャンプします。テキストは、PDFで掲載しています。



「トンネル推進工業務、建設機械施工業務及び土工業務」
安全衛生のポイント

車両系建設機械の作業の注意事項

(1) 作業開始前の現場の確認

①電線の近くで作業をしなければならない場合は、電線防護装置を、監視員を配置してから作業します。
埋設品のある所では誘導員の含図に従って機械でゆっくりと物を露出させます。
中山間地の水害、ガス発生が想定されている場所で作業する場合は、現場監督、水害会社、ガス会社の代表のうえ、入力で資の位置を試験します。



後道路脇、民家先での作業の場合には通行人等の第三者の安





厚生労働省

石川労働局

[1 統計情報](#)[窓口案内](#)[労働局について](#)

[本文へ](#)[お問い合わせ](#)[よくあるご質問](#)[サイトマップ](#)

[検索](#)

石川労働局 > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 車両系建設機械による危険防止対策について

車両系建設機械による危険防止対策について

車両系建設機械による危険防止対策について

車両系建設機械（以下参照）を使用する作業は、人身事故の様々な危険があることから、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則で様々な規制が適用されています。



法令上の車両系建設機械による危険防止対策

作業計画の様式例（記載例付きのエクセルファイル（石川労働局版））

- 法改正・制度改正のご案内
- 労働基準関係
- 職業訓練関係





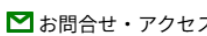
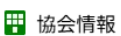
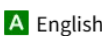
・労働安全衛生規則第164条
「事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。」



建災防は労働災害防止団体にに基づき設立された団体です

 建設業労働災害防止協会(建災防)

[小](#) [中](#) [大](#)

[トップページ](#) [技能講習・各種教育のご案内](#) [図書・用品のご案内](#) [支援事業のご案内](#) [安全管理・技術支援のご案内](#) [全国大会・広報活動のご案内](#)

建設業労働災害防止規程の解説（令和5年12月）

現在位置 [トップページ](#) > [安全管理・技術支援のご案内](#) > [建設業労働災害防止規程](#) > [建設業労働災害防止規程の解説（令和5年12月）](#)



建設業労働災害防止規程の解説（令和5年12月）

建設業労働災害防止規程の解説（全体版）(PDF) [66.3MB]

1 表紙(PDF) [402KB]

2 扉-目次(PDF) [626KB]

9 第6章 車両系建設機械、高所作業車、クレーン、移動式クレーン等による危険の防止(PDF) [12.5MB]

令和7年度

高度安全機械等導入支援補助金

Web登録期間 ▶ 令和7年4月10日(木)～令和8年1月30日(金)まで

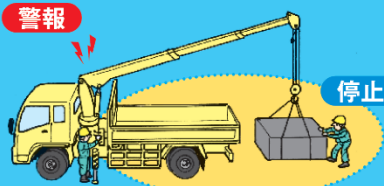
※予算を上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。その場合はホームページでお知らせします。

対象者

- (1) 中小企業である者
 - (2) 申請時において建設業許可を有して期限内であること
- ※対象者の詳細は、建災防補助金ホームページをご参照ください。
(<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>)をご確認ください。

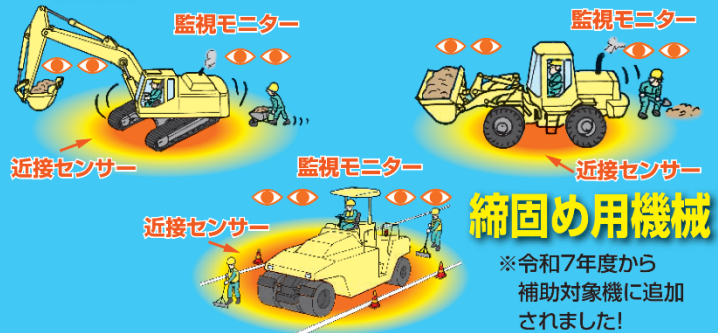
補助対象機及び補助額概要

積載形 トラッククレーン



- (1) 補助金支出基準
構造規格を上回る追加安全措施基準
(過負荷時に警報を発し、かつ停止する機能を有する過負荷防止装置で、(一社)日本クレーン協会規格JCAS2209-2024又はJCAS2204-2021に適合するもの)
- (2) 補助金交付額
補助対象経費(見積額)の1/2
ただし、
1台当たりの上限：1,000,000円

油圧ショベル ホイールローダー



- (1) 補助金支出基準
厚生労働省が安全性能を有すると認める以下のもの
① 動作の停止・減速を伴うもの(「近接センサー」)
または
② 複数カメラを有するもの(「監視モニター」)
- (2) 補助金交付額
補助対象経費(見積額)の1/2
ただし、
1台当たりの上限：「近接センサー」1,000,000円
「監視モニター」 500,000円

※令和7年度から
補助対象機に追加
されました!

※同一申請者当たりの年度内申請上限：5,000,000円

詳しくは、建災防補助金ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/>

補助金 建災防



お問合せ先

建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター
住所：〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階 建災防 高輪分室
電話：03-6275-1085 (9:00～16:30※土日祝日を除く)



高度安全機械等導入支援補助金の概要 ➡(厚労省HP)

法令による重量物取扱い等（労基法64条の3・女性則2条、年少則6条）

女性		男性	
満18歳以上	断続: 30kg未満 継続: 20kg未満	満18歳以上	制限なし
満16歳以上 満18歳未満	断続: 25kg未満 継続: 15kg未満	満16歳以上 満18歳未満	断続: 30kg未満 継続: 20kg未満
満16歳未満	断続: 12kg未満 継続: 8kg未満	満16歳未満	断続: 15kg未満 継続: 10kg未満

- 作業標準の作成: 作業時間、作業量、作業方法、姿勢・動作の注意、使用機器の点検と使用方法、作業前の体操等を示す。
 - 持ちやすい形等: 取っ手等の取り付け、重量表示等
 - 腰痛予防対策ガイドラインに留意
- 人力作業の場合の重量、男性(満18歳以上)は体重のおおむね40%、女性(満18歳以上)は、男性が取り扱う重量の60%程度とすること。

転倒・腰痛予防！
「いきいき健康体操」

令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作



専門工事業者等の安全衛生活動支援事業について

建災防は労働災害防止団体にに基づき設立された団体です
建設業労働災害防止協会(建災防)

I 目的

建設業の労働災害の一層の減少を図るためには、災害発件数が多い専門工事業者及び中小建設業者(以下「専門工事業者等」という。)の安全衛生活動の活性化が重要であります。

このため、当協会の都道府県支部において専門工事業者等を会員とする団体(以下「専門工事業者団体等」という。)と連携し、安全衛生活動を支援することにより、専門工事業者等の安全衛生管理水準の向上を目的とした事業です。

II 事業の実施

本部及び都道府県支部（以下「支部」という。）が連携を図りながら事業を実施しています。

本部及び支部は、事業運営を円滑に実施するため、厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署、支部の各分会及び専門工事業者団体等と連携を図りながら実施しています。

III 事業の構成

1 事業の対象

専門工事業者団体等を対象としています。
(専門工事業者団体等の会員の方も対象です。)

2 事業の実施期間

毎年4月初日（初日が休日の場合は翌日の稼働日）から翌年3月10日までを活動期間としています。

3 事業の内容

事業内容は、専門工事業者団体等に対する指導、意識啓発、映像教材等の本事業に関連する資料を作成しています。



お問合せ先

技術管理部 指導課

建設業労働災害防止協会 技術管理部 指導課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階 地図



お電話でお問合せの方は
03-3453-0464

陸上貨物運送事業の労働災害防止にご協力をお願いします
～荷役ガイドラインに基づく措置の徹底～

陸上貨物運送事業における年別休業4日以上之死傷災害・死亡災害発生状況
(東京労働局管内)

＜資料＞死亡災害報告、労働者死傷病報告 ※ 令和2年以降は新型コロナウイルスり患を除く。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死傷者数 (休業4日以上)	1070人	981人	1075人	1077人	1098人
死亡者数	6人	5人	2人	4人	2人

荷役ガイドラインと荷主の責務について

全国の陸上貨物運送事業における労働災害の内訳を見ると、**荷役作業時の労働災害は約70%**となっており、また、荷役作業時の労働災害の発生場所は、**約70%が荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場**となっています。

厚生労働省では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役ガイドライン」）」を策定し、荷役作業における労働災害を防止するため、陸上貨物運送事業の事業者（以下「陸運事業者」）のみならず、荷主等の事業者においても、実施すべき事項を示しています。

荷役ガイドラインでは、「**荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。**」と定めていることから、荷主等の皆様も、陸運事業者の労働者の安全確保のため、必要な安全措置への協力や陸運事業者との連携が求められています。

また、荷主等の構内において、陸運事業者の労働者の荷役作業中に、労働災害が発生した場合には、民法等の規定に基づき、荷主等が損害賠償責任を負う場合もあります。

つきましては、裏面の「【荷主等向け】荷役ガイドラインチェックリスト」を活用の上、荷主等の構内における労働災害防止にご協力をお願いします。

荷役ガイドラインの内容や陸上貨物運送事業における労働災害防止の取組については、東京労働局HP内の「陸上貨物運送事業の安全衛生対策」をご確認ください。





長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

長時間労働や過労運転の要因となる**長時間の荷待ち**を発生させないように努めましょう。

取組事例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策
(厚生労働省HP)



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
(厚生労働省HP)

本リーフレットの内容のお問い合わせは、東京労働局 労働基準部 安全課（☎ 03-3512-1615）までお願いします。

【荷主等向け】荷役ガイドラインチェックリスト

陸上貨物運送事業における労働災害の約65％が荷役作業中に発生しており、そのうち約70％が荷主等（「荷主、配送先、元請事業者等」をいう。）の事業場において発生しています。荷役作業場所を提供する荷主等の皆様におかれましては、このチェックリストを活用して運送契約の内容や荷役作業場所等を点検し、作業場所の改善、作業者への指導等、労働災害防止に取り組んでください。

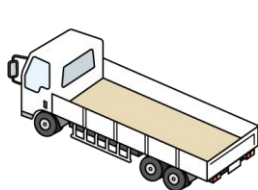
取組事項	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積卸し作業を含めた運送契約では		・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確（運送引受書の発送）にし、事前通知のない荷役作業は行わせないこと。 ・荷主から陸運事業者に、陸運事業者からドライバー等に対し、荷役作業に関する情報が伝達されているか確認すること。
	①荷主、陸運事業者のどちらが行うのか明確にしているか		
	②陸運事業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		
	③安全な作業方法の確立等を陸運事業者と協議する場が設けられているか		
荷役作業に用いる機械、用具について	荷の積卸し作業に		・貸与する場合は、検査、点検等により異常がないこと、運転者が有資格者であることを確認すること。 ・ロールボックスパレットについて、最大積載重量を表示し、これを超えて積載しないこと。定期的に不具合の有無を点検し、不具合が補修するまでの間使用させないこと。また、陸運事業者から不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。
	①フォークリフト、クレーン等を使用するか		
	②ロールボックスパレット等を使用するか		
	③台車等を使用するか		
荷役作業を行う場所について（その1：基本的事項（転倒防止の対策を含む。））	荷の積卸し作業を行う場所は		・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。 ・照度や通気・換気に配慮すること。
	①安全通路の確保等通行人が作業場所へ立ち入ることはないか		
	②荷役運搬機械や荷役用具等を使用するために必要な広さか		
	③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか		
	④明るい場所か、障害物による死角部分はないか、雨風が当たらない場所か		
	⑤複数の陸運事業者が混在する場合に、作業間の連絡調整を行っているか		
荷役作業を行う場所について（その2：特に墜落防止のための設備対策）	トラックの荷台からの墜落防止のために		・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。
	①荷台との間に隙間や段差のないプラットフォームはあるか		
	②荷台の周囲に仮設の作業床（移動式プラットフォーム等）を用意しているか		
	③親綱やフック等墜落制止用器具を取り付けるための設備はあるか		
	④荷の上や荷台への昇降設備（昇降階段、踏み台等）を用意してあるか		
作業者の服装について	荷の積卸し作業を行う者は		・保護帽は飛来落下物用かつ墜落・転落防止用のものを着用すること。 ・作業場所に合せて、耐滑性（すべり防止）、屈曲性（しなやかで運動性が高い）のある安全靴を着用すること。 ・荷やロールボックスパレット等へのはさまれを防止するため防護手袋を着用すること。
	①保護帽を着用しているか		
	②安全靴を着用しているか		
	③防護手袋を着用しているか		
荷台への昇降方法について	トラックの荷台への昇降時に		・昇降設備は、手すり付きのものが望ましいこと。 ・3点確保：手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと。運転席への乗降においても、3点確保を実行すること。
	①昇降設備を使用しているか		
	②乗降グリップを使用する等3点確保を実行しているか		
荷台での作業方法について	トラックの荷台での作業時に		・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。
	①不安定な荷の上を移動していないか		
	②ラッピング、ラベル貼り等の作業を荷や荷台上で行っていないか		
	③墜落制止用器具を使用しているか		
	④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか		
	⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか		
	⑥荷台上的作業者が、フォークリフトや荷に挟まれるおそれはないか		
	⑦テールゲートリフターの操作中、荷とともに荷台上へ昇降していないか		

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。

(抜粋版)

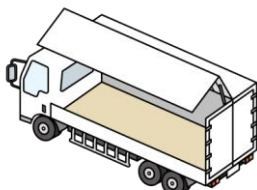
新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量2トン以上5トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

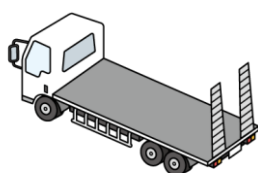


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

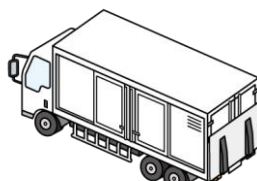


ウイング車



建機運搬車

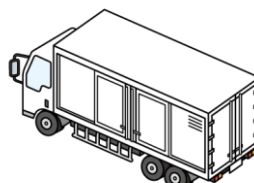
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

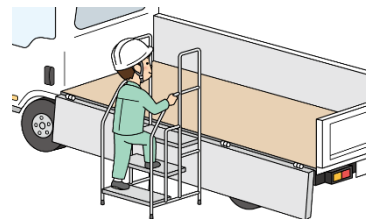
※ 墜落・転落の危険のある作業において
保護帽を着用することが望ましい。

※ 最大積載量5トン以上のトラックについては、
トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要
です。

改正のあらまし

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。



可搬式の踏み台等の例

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

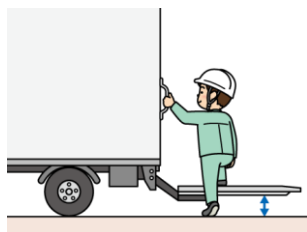
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

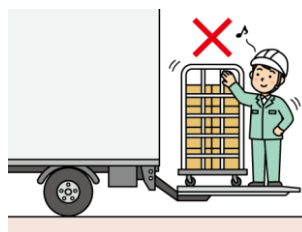
	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。
※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ2m以上の箇所で行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

STOP！ 警備業務中の車両との接触！



建設工事現場における車両誘導中の死亡災害が頻発しています！災害防止対策の徹底をお願いします！

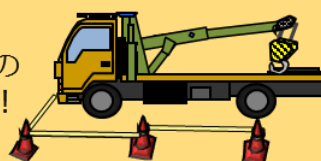
① 作業計画段階におけるRA実施と計画周知！



警備員の適正な配置位置チェック！

② 作業指揮者の配置や車両との接触防止！

入退場時、
駐停車時の
接触防止！



車両の後退走行時
(バック)に要注意！

③ 車両の誘導に関する安全教育実施！



理解度チェック！

④ 元請事業者との連携強化！

車両入場情報、
道路使用許可、
駐停車場所の確認！



警備業務の労働災害防止チェックリスト



作業開始前	作業計画等	事前調査の的確な実施！	警備する作業場所や周辺の状況、建設現場においては、元請からの情報収集	☐
		調査結果に基づいた適切な作業計画の作成！	警備員の適正配置を検討	☐
		危険箇所等の作業計画への明示！	車両の駐停車の位置確認、車両の運行経路と警備員の動線確認	☐
		計画段階でのリスクアセスメント実施！	危険・有害要因の洗い出し、リスク評価と低減対策の検討	☐
	点検等	警備を行う作業場所の的確な点検！	墜落・転落のおそれ、段差など転倒要因がないか、記録保存も	☐
		保護具、用具類の点検！	保護帽、作業服、安全靴、安全ベルト、誘導灯、カラーコーン、標識などの点検	☐
	安全衛生対策等	作業指揮者の選任！	警備する作業場所における適正な人員配置、安全な車両誘導方法の指揮、警備員の保護具類の使用確認などの職務遂行	☐
		全員で安全な作業の打ち合わせ実施！	作業計画・手順の確認・周知、危険予知活動の的確な実施	☐
		建設現場における元請との連携！	車両入退場の情報、道路使用許可、駐停車場所、休憩場所の情報共有	☐
		KY活動と体調管理の確認！	作業開始前の危険予知、朝礼時における警備員の健康状況把握と体調管理の徹底	☐
		警備員に対する安全衛生教育の実施！	的確な安全教育や作業場所に応じた避難訓練の実施	☐
	作業時	車両の入退場時における接触防止の徹底！	的確な車両誘導と車両との距離確保！	☐
		公道上における安全な車両誘導の徹底！	 道路工事や建設現場出入口からの車両誘導時における公道上での安全作業の徹底、交通法規の遵守確認と安全な立ち位置の確保！	☐
		建設現場敷地内における車両誘導の安全対策徹底！	現場敷地内における車両の運行経路と警備員などの動線確保、監視人の配置	☐
		体調管理と休憩時間の確保！	警備員における体調変化の有無の確認、体力回復に向けた適切な休憩確保、夏季における熱中症予防対策の徹底	☐
悪天候時等の環境悪化への対応！		強風、大雨など悪天候時における安全作業の徹底と装備の確認！	☐	
公衆災害の防止対策！		第三者（通行人等）に対する安全対策（誘導員配置や歩行通路の確保）などの配慮	☐	

作業場名：	点検日： 年 月 日	点検者：
-------	------------	------



中災防 警備業における労働災害防止のためのガイドライン

抜粋

1 全般的事項

- **警備計画とその周知** 各警備業務に従事する警備員に警備計画書、警備指令書等に基づき行う警備業務の範囲を十分に把握させること。
- **保護帽の着用** 増改築等における工事、不審者等による加害行為が予測される場合には、原則として、保護帽を着用させること。
- **勤務姿勢等** 不意の危険に俊敏に対処できるようにするため、ポケットに手を入れたり、上着の襟を立てて視界を狭めたりすることのないよう、常に服装及び姿勢、態度を適切に保持できるよう指導すること。
- **休憩場所等** 休憩室、仮眠室、便所、食事場所、更衣場所を確保するよう努めること。場所の確保ができない場合は、使用できる場所を事前に調べておく等の対処をすること。



警備業における労働災害防止の
ためのガイドラインのポイント
H25.2発行 中災防 企画広報部

5 交通誘導警備

- **装備品、保安用資機材の周知** 交通誘導警備業務に使用する装備品（手旗又は誘導灯、警笛、トランシーバ等）、保安用資機材（保安柵、セフティコーン、ラバーコーン、回転灯、衝突吸収緩衝材、各種表示板等）の正しい装着方法、使用方法、使用手順などの知識・技術を習得させること。
- **特殊車両等の運転特性等の周知** 交通誘導警備業務の現場において使用される各種の特殊車両について、その運転特性（前進、後退、斜行、旋回、吊り上げ、牽引等）をあらかじめ周知させ、受傷事故を防止させること。
- **関係法令の遵守** 交通誘導警備員に道路交通法関係法令の規定を順守させ、法令違反となる誘導をさせないこと。
- **保安用資機材の設置及び撤去** 保安用資機材の設置は、通行する車両の進行方向から設置し、撤去する場合は、進行方向の逆の地点から撤去させること。また、その都度左右の安全を確認し、通行車両等による受傷事故の防止に努めさせること。
- **保安用資機材の点検等** 道路工事現場等に設置した保安用資機材について、その設置場所、設置方法、破損箇所などの点検を励行させ、確実な維持管理に努めさせること。保安用資機材によって区画された工事現場内や、車道、歩行者通行路等の路面の状況を常に点検させ、資機材のはみ出し、障害物や砂利等の放置等、事故の原因となる状況がある場合には、速やかに契約先等に報告するとともに、その状況の改善を図らせること。
- **誘導位置の選定** 業務前の立ち位置選定と避難場所確保、業務中の留意事項、禁止事項を留意させる。
- **合図実施上の留意事項** 次の事項に留意させること。
 - ① 停止、進行、徐行、その他の合図は、わかりやすく大きな動作で行い、不明確な動作は行わないこと。
 - ② 停止の合図を行う場合は、道路の中央や通行する車両の前面に飛び出してはならないこと。
 - ③ 停止の合図はゆとりを持って明確に行い、特に、悪天候の際には車両の停止距離に十分留意し、安全確保に努めること。
 - ④ 停止の合図を行った場合は、対象車両及び後続車両が確実に停止したことを確認するまで注視を継続し、また、停止した車両を発進させるまでは停止の合図を継続すること。
 - ⑤ 特に夜間は、過労運転、飲酒運転、速度違反等による重大事故の発生が多いことに留意し、常に安全確保に努めること。
 - ⑥ 住宅環境等により使用できない場合を除き、合図を明確に運転者等に伝えるため警笛又は拡声器を併用すること。
- **交互通行による誘導** ○交互通行時には、起点及び終点その他必要な個所の安全な場所に位置させ、相互に緊密な連携を保つように努めさせること。○カーブ等の見通しの悪い場所においては、警備員相互の連携に支障が生じないようにトランシーバ等の資機材を活用させること。○自己の誘導する車両等が発進させる場合には、対向する車両等が停止していることを確認してから発進させること。
- **後進車両の誘導** ○後進車両を誘導する場合には、事前に右折又は左折の有無等について運転者と打合せを行い、運転者の死角に入らないようにし、音声又は警笛を使用して誘導すること。○誘導方向に壁や他の車両等の障害物がある場合には、それらとの間に挟まれるおそれのある場所に立ち入らないこと。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成27年に「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131号。以下「ガイドライン」という。）を定め、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- ガイドラインは伐木等作業に適用。なお、伐木作業の結果かかり木が生じた場合及び既にかかり木が生じ、当該かかり木の処理のための準備等の作業を行う場合（台風等による被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く。）を対象。
- 伐木等作業を行う事業者は、安衛法令に基づく措置を的確に履行することはもとより、ガイドラインに基づく措置を講ずることにより、伐木等作業の安全対策を徹底。また、労働者は、安衛法令により労働者に義務付けられている措置を的確に履行することはもとより、事業者が行うガイドラインに基づく措置を遵守することにより、伐木等作業の安全対策を徹底。

2 概要

（1）伐木等作業における保護具等の選定及び着用

次の保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。（①下肢の切創防止用保護衣（図1）、②衣服、③手袋、④安全靴等の履物、⑤保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具）



（図1）下肢の切創防止用保護衣

（2）チェーンソーの選定、取扱い方法等

（3）伐木等作業を安全に行うための事前準備等（①調査・記録の実施、②リスクアセスメント等の実施、③作業計画の作成、④作業指揮者の選任、⑤安全衛生教育の実施）

（4）伐木等作業における安全の確保

①伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること、②伐倒作業で受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し（つる）を残すこと（図2）等。

（図2）受け口、追い口等の関係図

（5）伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じるなど、チェーンソーを用いて行う造材の作業の安全の確保

（6）かかり木の処理の作業における安全の確保

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。

①かかられている木の伐倒、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）、③かかっている木の元玉切り、④かかっている木の肩担ぎ、⑤かかり木の枝切り

なお、①及び②については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、③から⑤までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。



← チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

伐木等作業の安全対策

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン →



林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

1 趣旨・目的

- 厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成6年に「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（H6.7.18基発461号の3、改正R2.1.31基発0131第4号。以下「ガイドライン」という。）を定め、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。
- 伐木、造材、集材、造林等の作業を行う作業現場を有する林業の事業者に対して、ガイドラインを適用。

2 概要

（1）事業者は、緊急時における連絡体制等を整備すること。

① 事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため、通信が可能である範囲、作業場所における作業中の労働者相互の連絡の方法等必要な事項を定め、その内容を関係労働者に周知すること。

② 作業現場における安全の確認、労働災害発生時の連絡等を行う連絡責任者を選任すること。

（2）事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に、次の事項を行うこと。

① 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。

② 携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講ずること。等

（3）事業者は、連絡責任者に、作業現場において、次の事項を行わせること。

① 作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。

② 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに搜索を実施すること。

（4）事業者は、労働者に、作業現場において、次の事項を行わせること。

① 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

② 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。等

（5）事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に、次の事項を行わせること。

① 労働災害の発生を発見した労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。

② 原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行うこと。等

（6）事業者は、関係労働者に対し、無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法等について教育訓練を行うこと。

現場におけるメンタルヘルス対策の推進

- (1) 建設現場における安全施工サイクル（安全朝礼、K Y ミーティング及び巡視等）を活用した、
建災防方式健康 K Y による心身の健康状態の把握と、無記名式ストレスチェックの結果に基づいた職場環境改善の促進
- (2) ストレスチェック結果に基づく面接指導の実施と、その結果に対して事業主が講ずるべき適切な措置の実施
- (3) 建災防に設置された事業者向けメンタルヘルス対策の相談窓口の活用
 - ・ 祝日を除く毎週月曜日 13 : 00 ~ 16 : 00
 - ・ 専用ダイヤル 03 - 3453 - 0974
- (4) 産業保健総合支援センターにおける、メンタルヘルス対策に関する中小規模事業所支援の活用
(<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>)



労災保険の特別加入者（一人親方等）等に対して、ストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用の一部を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」が活用できます。

中小企業等の健康づくりの支援を行う事業主団体等の皆さま 令和6年度版

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。
事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の**90%（上限500万円）**（一定の要件を満たした団体※は**1,000万円**）を助成します。 ※構成事業主が50以上であること等
※1団体につき年度ごとに1回限りです。

対象となる団体等

次のうちいずれかであること

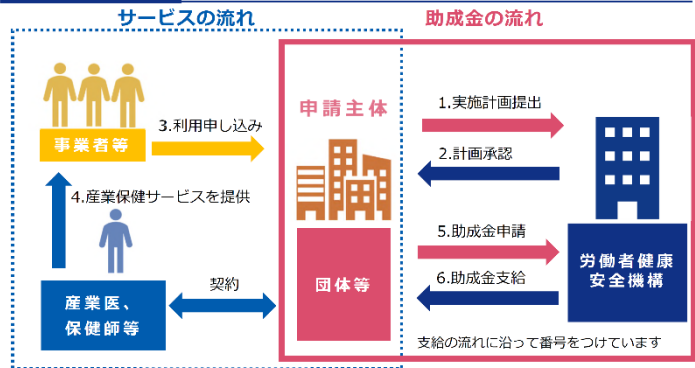
事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

助成の仕組み



対象となる産業保健サービス等

産業保健サービスで助成対象となるのは以下の①～⑦のとおりです。

- ① 医師、歯科医師による**健康診断結果の意見聴取**
- ② 医師、保健師による**保健指導**
- ③ 医師による**面接指導・意見聴取**
- ④ 医師、保健師、看護師等による**健康相談対応**※
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による**治療と仕事の両立支援**
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による**職場環境改善支援**※
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による**健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発**※

※化学物質取扱に係る健康相談、改善指導、研修等も対象になります。
この他、事務の一部を委託する費用も対象となります。

助成金支給の流れ

- ▶ 原則、先着順で受付します。
- ▶ 実施計画提出の期日前であっても、予算の上限に達する等の場合は、受付を停止します。

1. 実施計画提出（交付申請）	※切：令和6年12月27日（金） 必着
2. 計画承認	1の受付後、原則30日以内
3. 助成対象	計画を承認された期間（最長で令和7年2月21日まで）において、提供されたサービスの費用＋事務費の総額の90%（上限あり）
4. 助成金支給申請	計画を承認された期間の最終日から起算し、30日後の日又は令和7年2月28日のうち、いずれか早い日まで 必着
5. 助成金の支給	令和7年3月31日まで

①郵送 ②Googleフォーム ③jGrants（電子申請システム）のいずれかにより、申請が可能です。詳細は、右下の二次元コード又はURLをご確認ください。

お問い合わせ

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。
ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。
チャットボットで解決しない場合は下記までお問い合わせください。
お問い合わせが重なりと繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

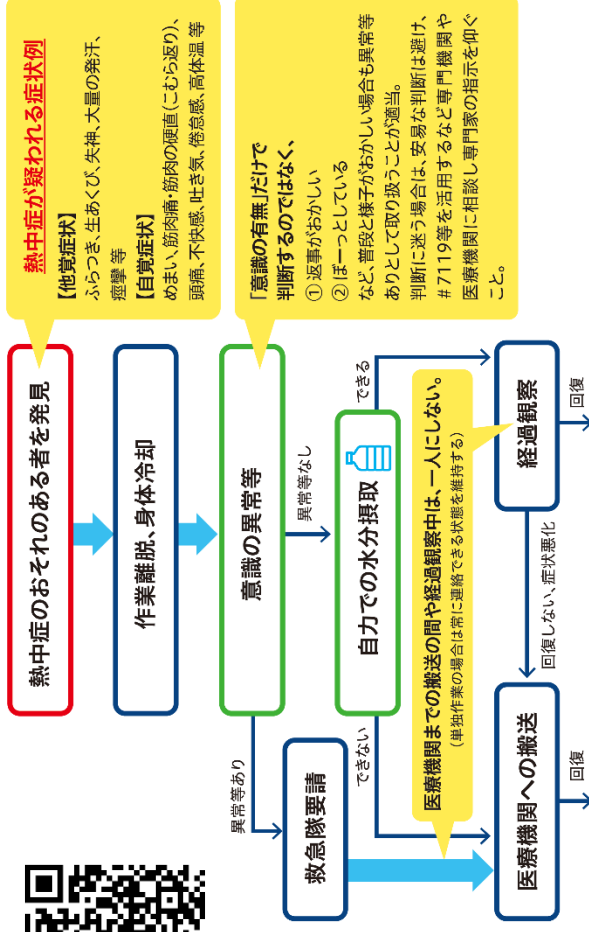
労働者健康安全機構労働者医療・産業保健部産業保健業務指導課
電話番号：0570-783046



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/default.aspx>

熱中症のおそれのある者に対する処置の例
フロ－図 1

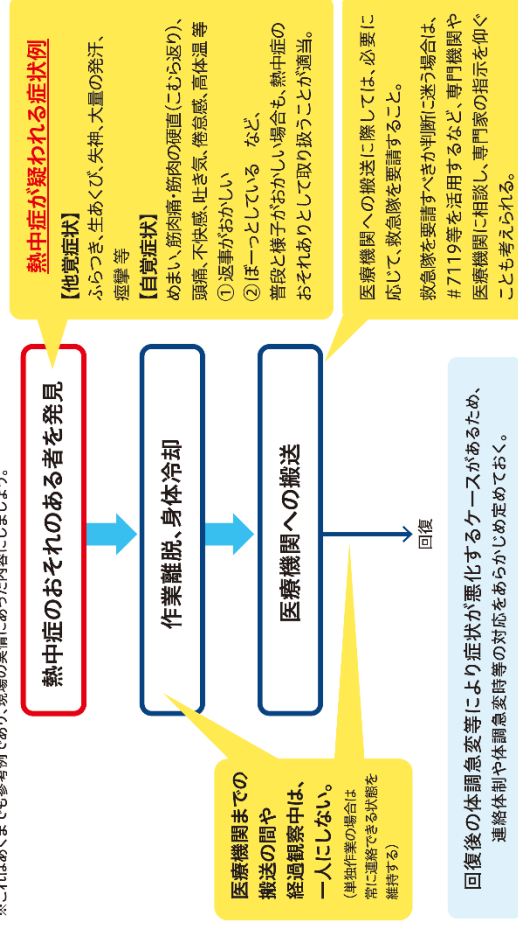
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

※これはあくまでも参考例であり、現場の案情にあった内容にしましょう。



基本的な考え方



熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止する以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」、事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ製の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業難読、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重傷化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図②を参考例として)の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが

「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

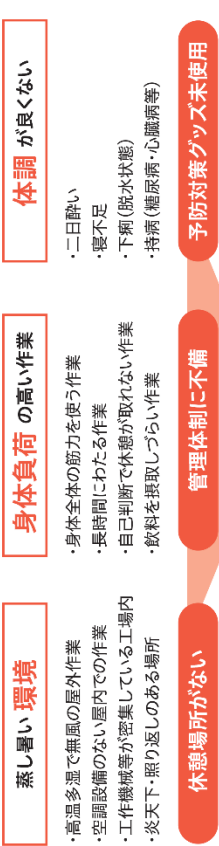
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至らない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症の基礎知識

熱中症の原因と発生しやすい職場の条件



熱中症

体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節ができなくなり、身体の機能が損なわれる。

高齢者や持病がある作業者への配慮

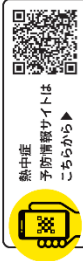


WBGT値とは

WBGT
Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度)
暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数

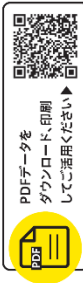
暑さ指数を確認する

熱中症予防情報サイトで確認できる。



暑さ指数を測定する

WBGT指数計を自分の職場で測定できる。



第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて
身体作業強度とWBGT基準値を比べ
着衣補正值も確認(表1-2)

基準値を超える場合には

それでも基準値を超えてしまうときには
第2 熱中症予防対策を行う

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱環境のWBGT基準値	暑熱環境のWBGT基準値
安安静静な座位		33	32
低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業(小さいペンチツル、点検等) ・脚及び腕の作業(通常の状態で椅子の移動、フットスイッチ及びペダルの操作) ・立位で軽い作業(小さい容器)	30	29
中代謝率	・機械的な手及び腕の作業(くぎ(釘)打ち、盛上) ・脚及び腕の作業(ドラッグのオフロード運転等) ・脚と腕の作業(圧気圧ハンマーでの作業、トラクター駆動、しゅうくち機)	28	26
高代謝率	・強度の脚及び腕の作業(重量物の運搬、シヨベル作業、ハンマー作業、のこぎり作業) ・重い物のかかき掛け又はのり作業 ・急激に走る	26	23
超高代謝率	・重量物の持ち運び及び手押し車を押したり引いたりする ・巨大速度の速さでのとても激しい活動 ・おの(斧)を振る ・激しくシヨベルを動かしたり掘りたりする ・階段を昇る ・平坦な場所では走る	25	20

表1-2 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值(℃:WBGT)

組合せ	コメント	WBGT基準値に加えるべき着衣補正值(℃:WBGT)
作業服	繊維製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む繊維製	0
単層のポリオレフィン不織物製つなぎ服	ポリエレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層のSMS不織物製のつなぎ服	SMSはポリプロピレンから不織物を製造する汎用的な方法である。	0
繊維の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロングスリーブの不織物性エプロンを着用した場合	着付型エプロンの形状は化学繊維の繊維から身体の前部及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不織物製つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合は影響はほとんど小さくなる。	10
フード付き単層の不織物製つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合は影響はほとんど小さくなる。	11
服の上に薄たフードなしの不織物製のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの繊維やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合、フードなしの着衣の着衣補正值に加算する。	+1

注記) 透湿性が低い衣類では、熱中症予防対策は、暑熱環境に起因する暑熱環境、湿度を示す。
注記) SMS はメルトブロー法で繊維を製造する繊維製造からなる繊維である。
注記) ポリオレフィン、ポリエレン、ポリプロピレン、重なりその繊維含有率などの影響がある。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

次に掲げる措置を講ずること等により当該作業場所のWBGT値の低減に努めること。

WBGT基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所(以下単に「高温多湿作業場所」という)においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。

屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができ、簡易な屋根等を設けること。

高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備を設けること。また、屋内の高温多湿作業場所における当該設備は除湿機能があることが望ましいこと。
なお、通風が悪い高温多湿作業場所での散水については、散水後の速度の上昇に注意すること。

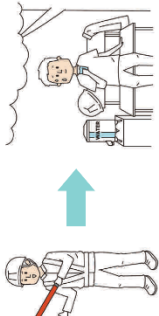
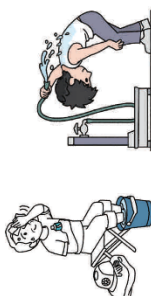
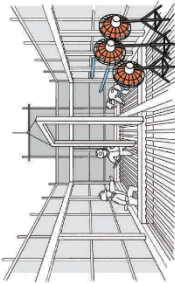
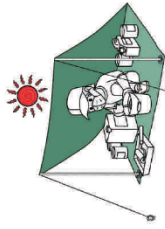
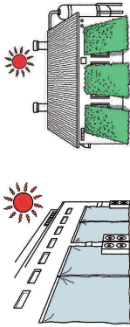
(2) 休憩場所の整備等

労働者の休憩場所の整備等について、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。また、当該休憩場所は、足を伸ばして横になれる広さを確保すること。

高温多湿作業場所又はその近隣に氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を速度に冷やすことのできる物品及び設備を設けること。

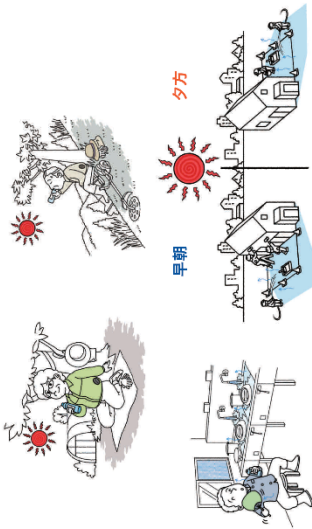
水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう高温多湿作業場所に飲料水などの備付け等を行うこと。



2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を選ぶこと、作業場所を変更すること等の熱中症予防対策と、作業場所に応じて実施するよう努めること。



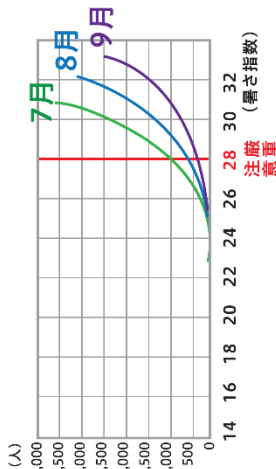
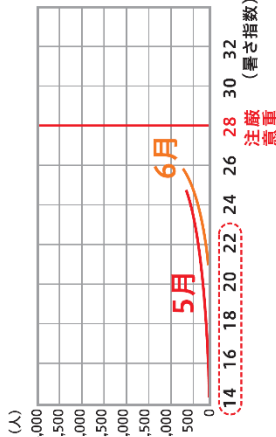
(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

特に、梅雨から夏季になる時期において気温等が急上昇した高温多湿作業場所で行う作業、新たに当該作業を行う場合、又は長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては通常、労働者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。

熱中症の救急搬送者数 全国6都市※における熱中症による救急搬送者数(平成30年～令和3年)

※東京都・大阪市・名古屋市・新潟市・広島市・福岡市



気温が高くない時期から救急搬送者は出現

暑さに慣れてくると減少傾向(暑熱順化が重要)

暑熱順化トレーニング

日常生活の中で、無理のない範囲で汗をかくようにする。
数日から2週間ほど続けて完了する。



歩く
走る
頻度目安 週5回
運動目安 30分
頻度目安 週5回

自転車
頻度目安 週3回
運動目安 30分
頻度目安 週3回

適度な運動
頻度目安 週5回
運動目安 30分
頻度目安 週5回

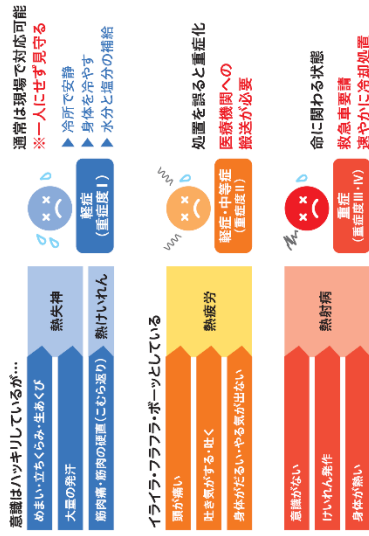
入浴
サウナ
頻度目安 2日に1回
運動目安 2日に1回

お風呂はシャワーだけでなく、湯船につかる

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状



(3) 緊急時の救急処置



〔救急車が到着するまで〕
作業着を脱がせ
水をかけ全身を
急速冷却

(4) 熱中症の事例

あれっ、何かおかしい
手足がふる
立ちくらみ・めまい
吐き気
汗のかき方がおかしい
汗が止まらない／汗がでない

あの人、ちょっとヘン
イライラしている
フラフラしている
呼びかけに反応しない
ボートとしている

これも初期症状▼

「何となく体調が悪い、すぐに疲れる」

5 救急処置について

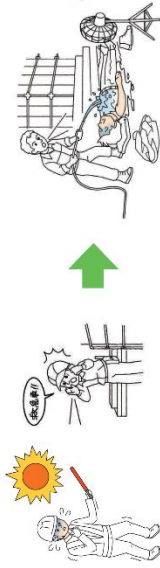
現行の基本対策要綱

(1) 緊急連絡網の作成及び周知

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、労働者の熱中症の発症に備え、あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。

(2) 救急措置

熱中症を疑わせる症状が現われた場合は、救急処置として涼しい場所まで身体を冷し、水分及び塩分の摂取等を行うこと。
また、必要に応じて、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。



必要がある判断したら▶119番 水をかけ、全身を急速冷却！



水かけで急速冷却

（アスリートの世界では一般的）

© JSPO（公益財団法人日本スポーツ協会）



【スポーツ活動中の熱中症予防】ch.5
身体冷却法・応急処置編
「水道水散布法」 2:46～参照

新たに求められる事項

1

「熱中症の自覚症状がある作業着」や「熱中症のおそれがある作業着を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業着への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やパディルの採用、ウェアアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業着を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業継続、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業着への周知

※参考となるフロー図をP11・P12へ2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や暑衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとします。

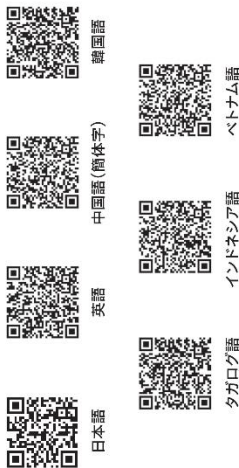


厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施しています。



詳しくはこちら▶

多言語リーフレット (PDF) 二次元コードよりご確認ください



もっと詳しく知りたい方へ 二次元コードよりご確認ください



1 関係法令・関係指針・要綱



2 補助金・助成金



3 スライドショー動画



熱中症応急手当カード(携帯用)





第1 基本的事項について

【令和2年6月】

1 報告書の趣旨等

- ずい道等を建設する工事において粉じん障害を防止するために講ずべき措置を提言
- 発注機関においては、本報告書で提言する事項を実施するために必要な経費の積算について配慮すべきである。

2 粉じん濃度測定を試料空気の採取（省令事項）

次に掲げる方法のいずれかにより、半月以内に1回、定期に行う。

① 定点測定（告示事項）

- 切羽からおおむね10、30、50m（発破、機械掘削、ずり出し中はおおむね20、35、50m）の地点のトンネルの両側に計6点の測定機器等を設置
- 測定器等の採取口の高さは50～150cmの範囲内で同じ高さに揃える

② 個人サンプリングによる測定（告示事項）

- 切羽で掘削作業に従事する者（原則として2人以上）の身体に測定器等を装着

③ 車両系機械を用いた測定（告示事項）

- 掘削作業中に切羽で使用する車両系機械（原則として2台以上）に測定器等を設置

④ 複数の測定の組合せ（告示事項）

3 測定の詳細（告示事項）

- 測定対象粉じんは、レスピラブル粒子（肺泡に到達する粒子）とする。
- 粉じん濃度の試料採取等の時間は、NATM工法の作業工程の1サイクル（発破工法の場合は、発破後から装薬前まで）とする。
- 風速、換気装置等の風量及び気流の方向について測定を行う（ガイドライン事項）。



(1) 定点測定



(2) 個人サンプリングによる測定



(3) 車両系機械を用いた測定

第2 粉じん濃度測定結果に基づく措置について

1 粉じん濃度測定結果に基づく措置について

① 粉じん濃度測定結果の評価

- 測定値の算術平均値を評価値とする（告示事項）
- 評価値を「粉じん濃度目標レベル」（工学的対策が適切かを判定する際の指標）と比較（ガイドライン事項）
 - 粉じん濃度目標レベルは、2 mg/m³とする（現行は3 mg/m³）。
 - ただし、中小断面トンネル（40m²未満）であって、2mg/m³の達成が困難なものは、可能な限り2mg/m³に近い値を設定することができる。
- 「粉じん濃度目標レベル」は、今後の粉じん低減対策の進展等を踏まえ、10年後程度を目途に必要な見直しを行うべきである。

② 測定結果に基づく措置（省令事項）

- 粉じん濃度の評価値が目標レベルを上回る場合は、設備・作業方法の点検を行い、換気風量の増加等の作業環境改善の措置を講ずる。



2 遊離けい酸濃度の測定結果に基づく措置について

① 遊離けい酸濃度の算定（告示事項）

- 1の粉じん濃度の評価値に、遊離けい酸含有率（%を100で除したもの）を乗じて算定 車両系機械によるずり出し作業

② 要求防護係数の算定（告示事項）

- 空気中の遊離けい酸濃度から遊離けい酸ばく露濃度の基準値で除した値（要求防護係数）を算定
 - 要求防護係数は、空気中濃度が基準値の何倍に当たるかを表す。
 - 遊離けい酸ばく露濃度の基準値は、0.025 mg/m³（レスピラブル粉じん）を採用する。

③ 要求防護係数に基づく有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用（省令・告示事項）

- 労働者に、②の要求防護係数を超える性能（指定防護係数）を備える呼吸用保護具を使用させる。

3 粉じん濃度等の記録等（省令事項）

- 粉じん濃度等の記録（7年間保存）
- 測定を行うごとに、朝礼等において粉じん濃度等を関係労働者への周知

第3 工学的対策等及び実施管理について

1 粉じん対策に係る計画の策定（ガイドライン事項）

- 事業者は、事前に、粉じん発生源対策、換気、粉じん濃度等の測定、有効な呼吸用保護具の使用、教育の実施等を内容とする計画を策定

2 粉じん発生源に係る措置（ガイドライン事項）

- 粉じん濃度を低減させることのできる新たな工法（吹き付けコンクリートの粉体急結材、エアレス吹付機械、遠隔操作など）の導入を図る

3 換気装置等による換気の実施等（ガイドライン事項）

- より効果的な換気方式・設備（吸引捕集方式、局所集じん機、伸縮風管、トラベルカーテンなど）の導入を図る

4 労働衛生教育の実施

- 法令に定める粉じん作業特別教育（法令の適用がない場合でもこれに準じた教育）
- 電動ファン付き呼吸用保護具の適切な選択（要求防護係数を満たすものなど）（ガイドライン事項）

5 測定及びその結果に基づく措置の実施管理

- ずい道等の掘削作業主任者の職務に、次の事項を追加し（省令事項）、技能講習の時間を1.5時間延長（告示事項）
 - ① 粉じん測定とその結果に基づく作業方法の決定及び呼吸用保護具の選択
 - ② 呼吸用保護具の点検及び使用状況の監視等
- 測定機器等の設置等は、同作業主任者が自ら行うか、主任者が労働者を指揮（ガイドライン事項）
- 相対濃度指示方法以外の方法による採取した試料の分析は十分な知識経験を有する者等（第一種作業環境測定士等）に行わせるか、十分な能力を有する機関（作業環境測定機関等）に委託する。（ガイドライン事項）

6 元方事業者が実施する事項（既存法令・ガイドライン事項）

- 元方事業者は、関係請負人に対し、①計画の調整、②教育の指導・援助、③清掃作業日の統一、④技術上の指導等を行う。

第4 測定の詳細事項等について

1 粉じん濃度の測定方法

① 粉じん測定の測定方法は、次のいずれかとする。（告示事項）

- 質量濃度測定方法（ろ過捕集した試料の重さを量り、空気流量で除して濃度を算定する方法）
- 相対濃度指示方法（相対濃度計（デジタル粉じん計）で測定したカウント数（単位時間あたりの粒子の数）に、質量濃度変換係数（K値）を乗じて濃度を算定する方法）

② 質量濃度変換係数（K値）の設定方法

- 質量濃度測定法と相対濃度指示方法の併行測定により算定（告示事項）
- 標準K値（労働基準局長の定めるもの）を使用（告示事項）
 - デジタル粉じん計の型式別の標準K値を設定（ガイドライン事項）
LD-5R及びLD-6N2：0.002 mg/m³/cpm



試料採取機器
（サンプラー及びポンプ）



相対濃度計
（デジタル粉じん計）

2 遊離けい酸含有率（Q値）の測定方法

次のいずれかの方法で測定する。（告示事項）

- エックス線回折分析方法（試料にエックス線をあて、入射角に応じた反射の強度によって物質を特定する方法）等
- 事前のボーリング調査等による岩石の種類に応じ、標準的な遊離けい酸含有率と照らし合わせて決定
標準的な遊離けい酸含有率は、文献等に基づき岩石の種類別（珪岩を除く。）に定める。（ガイドライン事項）
 - 第1グループ（火成岩（酸性岩に限る。）、堆積岩及び変成岩（珪岩を除く。））：20%
 - 第2グループ（火成岩（中性岩に限る。））：20%
 - 第3グループ（火成岩（塩基性岩及び超塩基性岩に限る。））：設定せず（20%を使用することは差し支えない。）

じん肺予防対策【第10次粉じん障害防止総合対策の推進について】

別紙 1

第 10 次粉じん障害防止総合対策

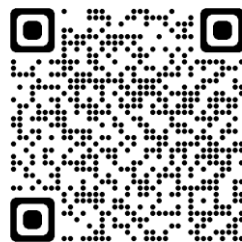
第 1 目的

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止することは、極めて重要である。

本総合対策は、じん肺新規有所見労働者の発生状況、9 次 にわたる粉じん障害防止対策の推進状況等を踏まえ、当該対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、労働者の安全と健康を守るため、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項に基づき今後 5 年間に於いて事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）として示す。その上で、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、事業者に対して、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）の各規定に定める措置のほか、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等といった粉じんによる健康障害を防止するための自主的な取組を適切に実施することを促し、もって粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第 2 総合対策の推進期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 か年とする。



全文はこちらからダウンロードできます



よくわかる!! これでトンネル粉じんのばく露防止対策は万全!

視聴無料

粉じん対策教育ビデオ

～トンネル工事で働くあなたの健康のために～

私たちが対策のポイントを学びましょう!

令和2年7月改正「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」と対策のポイントを各分野の専門家がわかりやすく解説しています。トンネル工事で働く際の労働衛生教育の教材としてお役立てください。

MC 明会「歴史施設ヒストリア」などでおなじみのNHKETVエグゼクティブアナウンサーの渡邉あゆみさん

制作協力：株式会社NHKクロノロジメディアサービス

Concept 1 ガイドラインを守ろう

～粉じん対策のポイント～

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」とは?

Concept 2 じん肺

～メカニズムと対策～

粉じんが肺胞に入り、じん肺に罹患する様子をCGで表現

Concept 3 トンネル現場最前線

～粉じん対策は今～

粉じんばく露防止の最新技術、トレンドを紹介

Concept 4 電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう

～粉じんを吸わないために～

効果絶大! 装着のポイントを解説

屋外で金属をアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になります。

平成24年4月1日より、粉じん障害防止規則およびじん肺法施行規則が改正されます。

これにより、屋外における金属をアーク溶接する作業と、屋外における岩石又は鉱物の裁断等の作業について、新たに以下のとおりの措置が必要になります。

○屋外で金属をアーク溶接する作業について

○ 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用

○ 休憩設備の設置

※粉じん作業場以外の場所に休憩設備の設置が必要となります。

○ じん肺健康診断の実施

※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。

※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。

○ じん肺健康管理実施状況報告の提出

※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。

※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。

○屋外で岩石・鉱物を裁断等する作業について

○ 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
平成24年3月

屋外で岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業を行う事業者・作業員の方へ

平成26年7月31日から、**屋外**での岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業も呼吸用保護具の使用対象になります

「粉じん障害防止規則」の改正により、手持式または可搬式動力工具※¹を使用した岩石※²・鉱物※³の研磨・ばり取り作業を行う事業者は、平成26年7月31日からは、屋内※⁴・屋外を問わず、その作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）※⁵を使用させなければなりませんので、ご注意ください。

※1 研削材を使うものに限り

※2 一種または数種の鉱物の集合体のうち、形状が岩状または塊状のもの

※3 地殻中に存在し、物理的・化学的にほぼ均一で一定の性質を持つ固体物質と、その人工物（鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研削材、耐火物、重質炭酸カルシウム、化学石こうなど）

※4 坑内またはタンク、船舶、管、車両などの内部を含む

※5 国家検定に合格したもの

手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業

【従来】
屋内で行う場合に限り、有効な呼吸用保護具（防じんマスク）が必要

【平成26年7月31日以降】
作業場所（屋内・屋外）にかかわらず必要



詳細は、都道府県労働局または労働基準監督署にお尋ねください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

平成26年7月

粉じん障害防止措置の追加について

○呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業の範囲の拡大

① 金属をアーク溶接する作業を行う場合

これまで、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）※¹の使用は、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」において行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものにまで拡大されます。

これにより、屋内屋外を問わず、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）※¹を使用することが必要となります。

② 岩石・鉱物を裁断等する作業を行う場合

これまで、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物※²を裁断し、彫り、又は仕上げる作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）※¹の使用は、「屋内又は坑内に」において行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものにまで拡大されます。

これにより、屋内屋外を問わず、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げる作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）※¹を使用することが必要となります。

※1 呼吸用保護具（防じんマスク）は、国家検定に合格したものを使用してください。

※2 「鉱物」には、鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研削材（アルミナ、炭化けい素等）、耐火物、重質炭酸カルシウム（石灰石の着色部分を除去し微細粉末としたもの）、化学石こうなどの人工物も含まれます。

○粉じん作業の範囲の拡大

これまで、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」における金属をアーク溶接する作業が、粉じん作業として定められておりましたが、「屋外」で行うものにまで粉じん作業の範囲が拡大されます。

これにより、金属をアーク溶接する作業を行う場合には、粉じん作業場以外の場所に休憩設備を設けることが必要となります。

また、常時アーク溶接を行う事業場のうち、屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても、定期的なじん肺健康診断の実施と、じん肺健康管理実施状況報告※³の提出が必要となります。

※3 じん肺健康管理実施状況報告について

常時粉じん作業に従事する労働者がいる事業場では、毎年2月末までに、その前年のじん肺健康管理実施状況を記した報告書を、所轄の監督署に提出する必要があります。報告に使用する用紙（様式第8号）は、厚生労働省のホームページよりダウンロードしてください。

○厚生労働省HP

ホーム>政策について>分野別の政策一覧について>雇用・労働>労働基準>事業者の方へ>安全衛生関係主要様式>各種健康診断結果報告書

アドレス http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/dl/18_09.pdf

このリーフレットに関する詳細については、都道府県労働局またはお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。

～ ずい道建設工事を行う事業者の皆さまへ ～

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正しました

厚生労働省は、このたび、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、事業者が実施すべき事項と関係する法令の規定のうち重要なものを一体的に示すことで、粉じん障害防止対策のより一層の充実を図ることを目的とし、改正省令など※の規定に合わせて内容を見直しました。

※「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第128号）

「粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等」（令和2年厚生労働省告示第265号）

施行日など

●改正ガイドラインは、令和3年4月1日から施行されます。ただし、「1. ずい道等の掘削等作業主任者」の規定は、令和4年4月1日から施行されます。

※令和4年4月1日から、「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習」の講習時間が1.5時間増えます。これまでに技能講習を受講した方は、令和4年3月31日までに追加講習を受ける必要がありますので、ご注意ください。

●なお、令和3年4月1日より前に発注されたずい道等建設工事で、本パンフレットの「2. 粉じん発生源に係る措置」、「3. 換気装置等による換気の実施」、「4. 粉じん目標濃度レベル」の改正事項については、令和3年4月1日以降も、改正前のガイドラインの規定が適用されます。

ガイドライン全文や新旧対照表など、改正内容に関する資料はこちら

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12521.html



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。





騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。
大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

ガイドライン改訂の主なポイント

- **騒音障害防止対策の管理者の選任を追加**
管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。
- **騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加**
- **聴覚保護具の選定基準の明示**
JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、
必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。
- **騒音健康診断の検査項目の見直し**
定期健康診断（騒音）における**4000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに**
変更しました。
雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、**6,000ヘルツの**
検査を追加しました。

職場の騒音対策を確認しましょう！

ガイドラインの対象作業場はこちら →

○別表1、別表2いずれの作業場も対象です。



ガイドラインの対象外でも、騒音が大きい作業場がある場合は下記対策に取り組みましょう

●以下の対策に取り組んでいますか？

職場の体制	☐ 騒音障害防止対策の管理者の選任
	☐ 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助
作業環境管理	☐ 騒音レベルの測定※
	☐ 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合は、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※
	☐ 測定結果の記録と保存（3年間）
作業管理	☐ 聴覚保護具の使用※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。
健康管理	☐ 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施
	☐ 定期健康診断（騒音）の実施※
	☐ 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施
	☐ 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間）
	☐ 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告
労働衛生教育	☐ 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育
	☐ 労働者への教育※

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**しています。



○ 特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮**すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検**すること
- ③ **保護具**の使用状況を監視すること

金属アーク溶接作業主任者

関係は
こちら
→



※ 作業主任者講習を修了した者であっても、金属アーク溶接作業に就かせるときは、その者に特別教育を行う必要があります。（労働安全衛生法第59条第3項）

○ 特定化学物質健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する（1次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（2次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、5年間の保存が必要。
- **特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号）を労働基準監督署長に提出する。**
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

施行日・経過措置

規制の内容	2022(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
特定化学物質作業主任者の選任								選任義務(4/1～)
特殊健康診断の実施、その他								実施義務(4/1～)

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

- POINT 1** ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1
- POINT 2** リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2
- POINT 3** 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3
- POINT 4** 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1...国によるGHS分類で危険性・健康性に基づいた全ての物質が輸入対象に追加
※2...厚生労働大臣が定める「ばく露濃度」(濃度基準値)が対象
※3...皮膚への刺激性・腐食性、皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

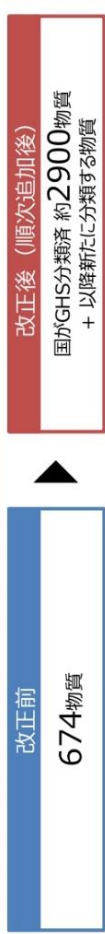


自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容がわかりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、ご自身でご確認ください。

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します



ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

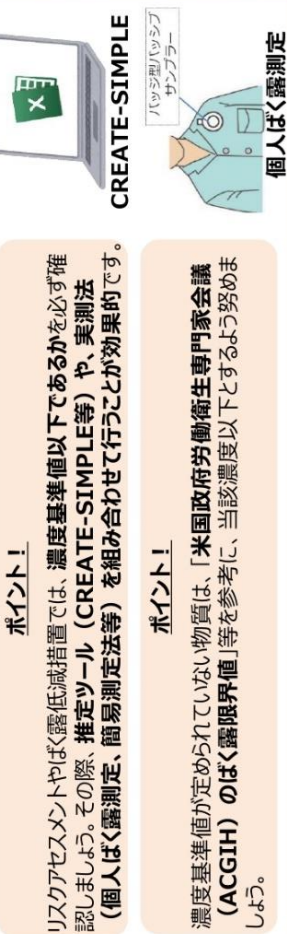
- R4年2月改正・R6年4月施行** 左記以外のカテゴリーで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。
R4年度中改正・R7年4月施行予定
R5年度中改正・R8年4月施行予定
健康有害性のカテゴリーで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約850物質を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づけばばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される濃度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度を最小限度にすることが義務付けられます。

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。



ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。



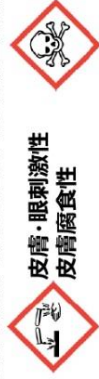
その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こす化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を引き起こす化学物質

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

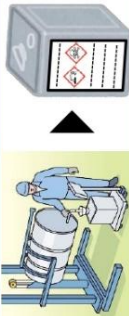
※健康障害を起こすおそれのあることが明らかでない限り、化学物質の性質：努力義務
※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかでない限り、化学物質の性質：努力義務

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- ・ 通知事項に「想定される用途」・成分の含有量は、原則「人体に及ぼす作用」を定期（5年以内ごとに1回）に確認・更新することが義務付けられます。
- ・ 必要になります。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります



- 下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。
- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合

電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります



SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い、譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる各種対応等

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づき「露低減措置」

健康診断結果やそれに基づく措置

改正前
一部の業種は除外

改正後
全ての業種

雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質安全管理体制の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施はなされるべき化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」に拡大することをしていますか？	⑦	※令和7年度以降に順次追加
	安衛則第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物質の義務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？	②	
	安衛則第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下にしていますか？ （保存期間が30年、その他は3年）	③	
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	リスクアセスメント対象物質以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？	②	
	安衛則第97条の2	がん等の把握強化	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収性による健康影響のおそれがあることが明らかでない物質の製造・取扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？	③	
	安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	上記以外の物質の製造・取扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力をしていますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）	②	
	安衛則第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	衛生委員会、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？	③	
	安衛則第577条の2 第577条の3 第8条、第9条	健康診断等	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？	②	
	安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？	③	
	安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）	②	
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労働局長に提出、実施する必要があることを知っているか？	③	
	安衛則第12条の6	保護着用管理責任者	リスクアセスメントの結果に基づき、必要と認められる場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）	③	
	安衛則第35条	雇入れ時教育	濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他の場合は5年）	③	
	安衛則第24条の15 第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	化学物質管理者を選任していますか？	③	
	安衛則第24条の15第2項、第34条の2の5 第2項、第34条の2の6	「人体に及ぼす作用」の確認・更新用」の確認・更新	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？ 雇入れ時等の教育で、取扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？	③	
情報伝達の強化	安衛則第24条の15 第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っているか？	①	
	安衛則第24条の15第2項、第34条の2の5 第2項、第34条の2の6	「人体に及ぼす作用」の確認・更新用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？	②	
	安衛則第33条の2	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？	③	
	安衛則第33条の2	別容器等での保管	SDS記載の成分の含有量は10%未満ではなく、重量%で記載されていますか？ ※含有量の値があるものは、濃度範囲による表記も可。	②	
	安衛則第33条の2	個別規則の適用除外	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？	②	
その他	安衛則第33条の2	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理にすることができるとを知らしていますか？	②	
	安衛則第33条の2	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	上記の区分に該当しない場合、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？	③	
	安衛則第33条の2	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？	②	
	安衛則第33条の2	特殊健康診断			
	安衛則第33条の2	特殊健康診断			

（注）施行期日の①～③は以下に対応。

規則の変更が2段階に分けて実施される項目もある。

① 2022年（令和4年）5月31日（施行済）

② 2023年（令和5年）4月1日

③ 2024年（令和6年）4月1日



詳細はこちら

R4.8

- 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

(平成 27 年 9 月 18 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 3 号)
- 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について

(平成 26 年 5 月 30 日付け基安労発 0530 第 1 号、基安化発 0530 第 1 号／基安労発 0530 第 3 号、基安化発 0530 第 3 号)
- 建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について

(平成 10 年 6 月 1 日付け基発第 329 号の 1)
- 一酸化炭素中毒による労働災害の発生状況等について

(平成 28 年 12 月 6 日付け基安化発 1206 第 1 号)
- 建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について

(平成 9 年 3 月 25 日付け基発第 197 号)
- 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について

(平成 26 年 1 月 10 日付け基発 0110 第 1 号)
- 「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について

(平成 26 年 1 月 10 日付け基安化発 0110 第 1 号)

	絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
危険性	 (爆発の爆発)	爆発物：大量爆発危険性 燃焼物：火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、退避すること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。
	 (炎)	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火のおそれ 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所で保管すること。
	 (円上の炎)	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ 火災助長のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
健康有害性	 (ガスボンベ)	高圧ガス：熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス：凍傷又は傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 防寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。
	 (腐食性)	金属腐食のおそれ 重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	他の容器に移し替えないこと。 皮膚、眼に付けないこと。 取り扱いはからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
	 (どくろ)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると生命に危険あるいは有毒	吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気のよいところでのみ使用すること。 マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。 施設して保管すること。
	 (健康有害性)	遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を起すおそれ 臓器の障害 飲み込んで気道に侵入(誤えん)すると生命に危険のおそれ	皮膚に付けないこと。 吸入しないこと。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。 換気すること。 身体に異常が見られる、ばく露の懸念がある場合、医師の診察を受けること。
	 (感嘆符)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると有害強い眼刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激又は低気やめまいのおそれ	吸入を避けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護具を着用すること。
環境有害性	 (環境)	水生生物に非常に強い毒性	回収またはリサイクルに関する情報について製造者または供給者に問い合わせること。 環境への放出を避けること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。

注：代表的な事項を抜粋し記載しております。

- ・ 地下室・浴室・タンク内等の通気不十分な場所での塗装・防水作業などは要注意。

①労働衛生管理体制

～専門工事業者が行うこと

- ・ 作業手順書の作成、作業者の指揮
- ・ 保護具使用状況の監視
- ・ 換気設備、警報装置等の確認及び改善

～元方事業者が行うこと

- ・ 作業手順書の確認等
- ・ 有機溶剤作業主任者の職務履行状況の確認
- ・ 作業場所の巡視
- ・ 作業方法不適切の場合、改善の指導

②作業管理

～作業開始前

- ・ 有害性の少ない有機溶剤等を選択
- ・ 機械設備等の故障の有無の確認
- ・ 適切な保護具の選択（防毒マスク、送気マスク等）
- ・ 保護具の必要数の確認、有効かつ清潔保持の確認
- ・ 有機溶剤等の危険有害性の確認及び周知徹底

～作業中

- ・ 適切な保護具の使用
- ・ 有機溶剤に直接ばく露しないようにする
- ・ 作業手順書に沿った作業

～作業終了後

- ・ 残存する有機溶剤等の容器及び空容器は、その日ごとに持ち帰る
- ・ 密閉したうえで専用の保管場所に保管する
- ・ 再使用する保護具は清潔にしておく
- ・ 防毒マスクの吸収缶は栓を閉め、又は密閉して保管)



③有機溶剤等の危険有害性の確認と周知徹底

- ・ 安全データシート（SDS）により危険有害性を確認
- ・ 危険有害性、事故発生時の措置について周知徹底
- ・ 人体に及ぼす作用、取り扱い上の注意事項、中毒発生時の応急措置等を見やすい場所に掲示

④呼吸用保護具の使用

（送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用）

～作業前の管理

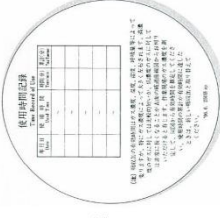
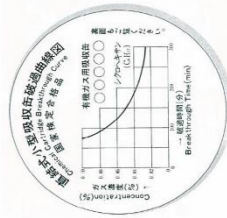
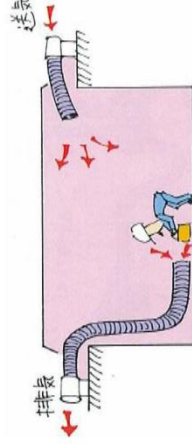
- ・ 余裕ある使用限度時間の設定
- ・ 吸収缶の予備を備えておく

～作業中の管理

- ・ 使用時間記録カードに使用時間を記録する
- ・ 設定された使用限度時間を超えて使用しない

⑤作業環境管理

～作業場所に応じた適切な換気を実施



⑥警報装置の使用等

⑦健康管理

- ・ 雇入れ時、一般（定期）、有機溶剤等健康診断の実施

⑧労働衛生教育

- ・ 有機溶剤等化学物質の危険有害性
- ・ 健康管理、作業管理、作業環境管理の方法
- ・ 換気設備、呼吸用保護具の使用方法
- ・ 関係法令 等

!! 害刺が多発しています !!

～ラベル・SDS (安全データシート) を確認し、適切な対策を～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ば漏防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを手でできない製品の使用は避ける

②SDSの情報に基づいては「露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを手でできない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとして適切に呼吸器用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
- **注意** 防霉マスクを使用しているても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

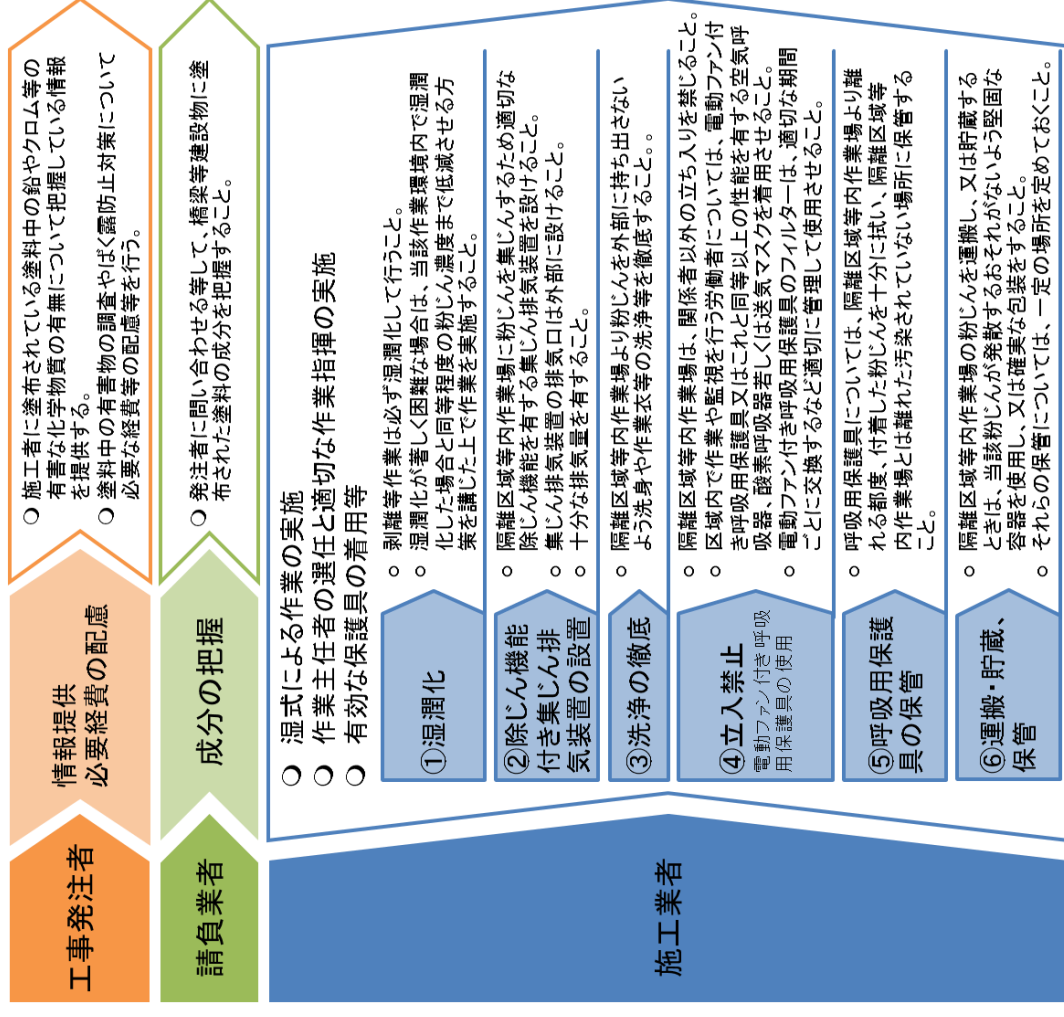
(注) 他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

有害性	主な対策
・ベンジルアルコール ※未規制物質	・中枢神経系、肝臓に障害 ・強い眼刺激 ・眠気またはめまいのおそれ ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害
・ジクロロメタン ※特定化学物質	・発がんのおそれ ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害 ・強い眼刺激、皮膚刺激 ・眠気またはめまいのおそれ ・吸入すると有害
・ベンジルアルコール ※未規制物質	・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用 ・かき落とす作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意） ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用 ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など
・ジクロロメタン ※特定化学物質	・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意） ・かき落とす作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意） ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用 ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

鉛等有害物の含有する

「塗料の剥離やかき落とし」作業について

老朽化した高速道路や橋脚の工事現場で古くなった赤い鉛の塗装を剥がす際に、飛散する鉛を吸い込むなどして鉛中毒を発症するリスクが高まっています



鉛健康診断

- 法令に基づき鉛健康診断の実施
(6月ごとに1回)
- 鉛中毒の症状を訴える者に対する医師の診断

鉛中毒にかかっている者及び健康診断の結果鉛業務に従事することが適当でないとする者に対する労働安全衛生法第66条の5に基づく措置(医師等の意見を勘案して、鉛業務に従事させない等)。

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「**建築物**」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。



4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →
※「建築物等の解体等に係る石綿はく露防止及び石綿飛散防止対策徹底マニュアル」
93～95p

事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・
スマホから
24 時間報告
可能



4.3.7 都道府県等、労働基準
監督署への報告 参照 →
※「建築物等の解体等に係る石綿はく
露防止及び石綿飛散防止対策徹底
マニュアル」101～103p

「**工作物**」の工事の事前調査は
令和 8 年 1 月 1 日以降着工
の工事から有資格者に行わせる
必要があります。



石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者 参照 →

事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録の写しを除去等の作業中に現場に備えつけるとともに、作業終了後
も 3 年間保存する必要があります。



4.3.5 事前調査の記録等の作
成、備え付け及び保存
参照 →
※「建築物等の解体等に係る石綿はく
露防止及び石綿飛散防止対策徹底
マニュアル」95～98p



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！
建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マ
ニュアル、石綿障害予防規則の解説、事前調査者の資格を
取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報
等、事業者・作業員、発注者や住民の皆さまに向けた様々な
情報を掲載しております。

都道府県労働局・労働基準監督署



石綿総合情報ポータルサイト Q 検索

工事・作業別の規制内容の早見表

■ 工事開始前まで

規制内容	工事の種類		全ての解体・改修工事	
	建築物	工作物	建築物	構築の 船舶
事前調査・分析調査の実施※1、記録の 3 年保存【3 条】	●	●	●	●
事前調査に関する資格者要件【3 条】	●	▲※2	●	●
分析調査に関する資格者要件【3 条】※1	●	●	●	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【4 条の 2】	●	●	●	●
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【4 条】	●	●	●	●
計画の届出（工事開始の 14 日前まで）【安衛法 88 条（安衛則 90 条）、5 条】	●	●	●	●



※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行
う必要があるが、「石綿使用有」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく
措置を講ずる必要があります。
※2 令和 8 年 1 月 1 日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。
※3 床面等の合計が 80 m²以上の解体工事又は請負金額 100 万円以上の改修工事に限る。
※4 特定の工作物の解体工事であって、かつ請負金額 100 万円以上の工事に限る。
※5 総トン数が 20 トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。
※6 吹付け石綿等（レベル 1 建材）又は石綿含有保温材等（レベル 2 建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	工事の種類	吹付け石綿、 保温材等の 除去等 （レベル 1・2）	けい酸カル シウム液等 1 種の液状 等	仕上塗材の 電動工具に よる除去	スレート版 等の成形品 の除去 （レベル 3）
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示【3 条】	●	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施【19 条、20 条】	●	●	●	●	●
作業員に対する特別教育の実施【27 条】	●	●	●	●	●
作業場所の隔離【6 条、6 条の 2、6 条の 3】	●	●	●	●	●
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【6 条】	●	●	●	●	●
作業時は「建材を運搬状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具 を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」の いずれかの措置【6 条の 2、6 条の 3、13 条】	●	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用【14 条】	●	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示【15 条】	●	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示【34 条】	●	●	●	●	●
作業員ごとの作業の記録・40 年保存【35 条】	●	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3 年保存【35 条の 2】	●	●	●	●	●
作業員に対する石綿健康診断の実施【40 条】	●	●	●	●	●

（※）表の条番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

一部の工作物の解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

焼却設備も

送配電用ケーブルも

変圧器・キュービクルも

反応槽も

（オートフレープ含む）

対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

義務化スタート!!

発電設備も

（非常用発電設備含む）

配管設備も

（高圧配管・下水管含む）

工業炉も

貯蔵設備も

ボイラーも

（簡易ボイラー含む）

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査

75

工作物石綿事前調査者

による事前調査が必要ですよ!

調査者の資格を取得するためには、労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/courses/PC03>



(R7.7)

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 (太陽熱発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑤ 発電設備 ⑥ 配電設備 ⑦ 送電設備 ⑧ 送電設備 (ケーブルを含む。) ⑨ 配管設備 (建築物に附ける給水設備、排水設備、換気設備、厨房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑩ 貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く。)	工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記 ①～⑩ 以外の工作物 (※) 要料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	下記のいずれか ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査(事前調査)しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。必ずご確認ください。
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



建築物 工作物 船舶 の 解体・改修工事の着工前に
労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？

着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

Point 1 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！

Point 2 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等*であつても、事前調査結果の報告が必要！

Point 3 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

一定規模以上の解体・改修工事については、着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

* 書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

事前調査対象の解体・改修工事
原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物※1	解体	解体部分の体積の合計が80㎡以上の工事
	改修	耐圧全額100万円以上の工事(除く)
特定工作物※1	解体・改修	耐圧全額100万円以上の工事(除く)
船舶(船型のものに限る)※2	解体・改修	総トン数が20トン以上の工事

※1 建築物の工事指図書に定める場合は建築物及び工作物の耐圧を等しいとみなす。建築物の耐圧は100万円以上(税込)とみなす。
※2 船舶の工事指図書に定める場合は船舶の耐圧を等しいとみなす。船舶の耐圧は20トン以上(税込)とみなす。

事前調査結果の報告は
石綿事前調査結果報告システムから
実施していただけます

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告 検索



本文記述箇所		4.7	4.10.1	4.7 4.10.3	4.10.1	4.7
		切断等による除去				切断等を伴う 封じ込み 囲い込み
石綿含有建材 除去等の工法	建築物の種類	石綿含有 吹付け材		石綿含有 保温材等		石綿含有吹付け材 ・保温材等
		特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) ¹⁾	特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) ¹⁾	作業場を負圧 隔離養生等	特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) ¹⁾	
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	作業場を負圧 隔離養生等	特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) ¹⁾	作業場を負圧 隔離養生等	特殊工法 (例 グローブ バッグの場合) ¹⁾	作業場を負圧 隔離養生等
		事前調査	要	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	事前調査結果の報告	要	要	要	要
		事前調査結果の備え付 け	要	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	作業計画の作成	要	要	要	要
		大防法及び安衛法・石 綿則の届出	要	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	事前調査結果の揭示	要	要	要	要
		作業実施の揭示	要	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要	要
		作業主任者の選任	要	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	特別教育	要	要	要	要
		保護員着用	要	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	作業場への関係者以外 立入禁止	要	要	要	要
		隔離	要	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	セキユリティゾーンの 設置	要	要	要	要
		負圧の確保、集じん・排 気装置の設置	要	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	機器による漏えいの確 認	要	要	要	要
		負圧の確認	要	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	湿潤化等 ²⁾	要	要	要	要
		清掃	要	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	取り残し等の確認	要	要	要	要
		粉じん飛散防止処理	要	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	隔離解除のための粉じ ん飛散状況確認	要	要	要	要
		事前調査結果、作業内 容の記録・保管	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。
1) グローブバッグは、局所的に使用されるものである。
2) 石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。

本文記述箇所		4.8.1	4.8.2	4.10.2	4.9
		切断等によらない除去			
石綿含有建材 除去等の工法	建築物の種類	石綿含有保温材		屋根用折板重 断熱材	石綿含有吹付け材 ・保温材等
		配管保温材	断熱材	断熱材	
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断 による除去	断熱材を折板に付 けたままの除去	作業場を隔離養 生 (負圧不要) 等
		事前調査	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	事前調査結果の報告	要	要	要
		事前調査結果の備え付 け	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	作業計画の作成	要	要	要
		大防法及び安衛法・石 綿則の届出	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	事前調査結果の揭示	要	要	要
		作業実施の揭示	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要
		作業主任者の選任	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	特別教育	要	要	要
		保護員着用	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	作業場への関係者以外 立入禁止	要	要	要
		隔離	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	セキユリティゾーンの 設置	要	要	要
		負圧の確保、集じん・排 気装置の設置	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	機器による漏えいの確 認	要	要	要
		負圧の確認	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	湿潤化等 ³⁾	要	要	要
		清掃	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	取り残し等の確認	要	要	要
		粉じん飛散防止処理	要	要	要
石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	建築物の種類	隔離解除のための粉じ ん飛散状況確認	要	要	要
		事前調査結果、作業内 容の記録・保管	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。
1) 石綿含有吹付け材の囲い込み、または石綿含有保温材等の封じ込み若しくは囲い込みの場合のみ。石綿含有吹付け材の封じ込みを行う場
合は、切断等の有無に係らず作業場の負圧隔離養生等を行う。
2) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去を行うことが難しい
場合は、切断等による工法で除去を行う。
3) 石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要 (3)

		本文記述箇所		4.1.1							
				切断等 によらない除去	切断等 による除去	切断等 によらない除去	切断等 による除去				
								石綿含有成形板等			
								石綿含有けい酸 カルシウム板第 1 種			
建築材料の種類		石綿含有成形板等	石綿含有けい酸 カルシウム板第 1 種	作業場を隔離養生 (負圧不要) ¹⁾ 湿潤化等	原形のまま取り 外し	作業場を隔離養生 (負圧不要) ¹⁾ 湿潤化等					
							石綿含有成形板等	石綿含有けい酸 カルシウム板第 1 種			
石綿含有建材 除去等の工法		石綿含有建材除去等作 業時の飛散防止方法	原形のまま取り 外し	湿潤化等	原形のまま取り 外し	作業場を隔離養生 (負圧不要) ¹⁾ 湿潤化等					
事前調査		事前調査結果の備え付 け	事前調査結果の報告	事前調査結果の備え付 け	事前調査結果の報告	事前調査結果の備え付 け					
作業計画の作成		作業計画の作成	作業計画の作成	作業計画の作成	作業計画の作成	作業計画の作成					
大防法及び安衛法・ 石綿則の届出		大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	大防法及び安衛法・ 石綿則の届出	大防法及び安衛法・ 石綿則の届出					
事前調査結果の掲示		事前調査結果の掲示	事前調査結果の掲示	事前調査結果の掲示	事前調査結果の掲示	事前調査結果の掲示					
作業実施の掲示		作業実施の掲示	作業実施の掲示	作業実施の掲示	作業実施の掲示	作業実施の掲示					
喫煙禁止/飲食禁止の 掲示		喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	喫煙禁止/飲食禁止の 掲示					
作業主任者の選任		作業主任者の選任	作業主任者の選任	作業主任者の選任	作業主任者の選任	作業主任者の選任					
特別教育		特別教育	特別教育	特別教育	特別教育	特別教育					
防護員着用		防護員着用	防護員着用	防護員着用	防護員着用	防護員着用					
作業場への関係者以外 立入禁止		作業場への関係者以外 立入禁止	作業場への関係者以外 立入禁止	作業場への関係者以外 立入禁止	作業場への関係者以外 立入禁止	作業場への関係者以外 立入禁止					
隔離		隔離	隔離	隔離	隔離	隔離					
湿潤化等 ²⁾		湿潤化等 ²⁾	湿潤化等 ²⁾	湿潤化等 ²⁾	湿潤化等 ²⁾	湿潤化等 ²⁾					
清掃		清掃	清掃	清掃	清掃	清掃					
取り残し等の確認		取り残し等の確認	取り残し等の確認	取り残し等の確認	取り残し等の確認	取り残し等の確認					
事前調査結果、作業内 容の記録・保管		事前調査結果、作業内 容の記録・保管	事前調査結果、作業内 容の記録・保管	事前調査結果、作業内 容の記録・保管	事前調査結果、作業内 容の記録・保管	事前調査結果、作業内 容の記録・保管					

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

- 1) 湿潤化及び隔離養生 (負圧不要) と同等以上の効果を有する措置を講じる場合は不要 (4.12.4 (3) 3) を参照)
2) 石綿等の (粉時) 湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。
3) 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。

表 4.1.2 石綿飛散及びばく露防止対策の概要 (4)

		本文記述箇所	4.1.2			
			切断等による除去 (電動工具は使用しない)	切断等による除去 (電動工具を用いて除去)		
			石綿含有仕上塗材			
		建築材料の種類	湿潤化		作業場を隔離養生等	
			(例) 高圧水 洗除去)	(例) 剥離剤 併用手工具ケ レン除去)	(例) ディスク ラインター 除 去)	(例) 集じん装 置付きディスク ラインター 除去 (HEPAフィルタ 付き)
大防法条項	石綿則条項	石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法				
		事前調査	要	要	要	要
		事前調査結果の報告	要	要	要	要
		事前調査結果の備え付け	要	要	要	要
		作業計画の作成	要	要	要	要
		安衛法 88 条第 3 項 石綿則第 5 条	不要	不要	不要	不要
		事前調査結果の掲示	要	要	要	要
		作業実施の掲示	要	要	要	要
		喫煙禁止/飲食禁止の 掲示	要	要	要	要
		作業主任者の選任	要	要	要	要
		特別教育	要	要	要	要
		14 条	防じんマスク又は電動ファン付き ¹⁾	防じんマスク又は電動ファン付き ¹⁾	電動ファン付き	電動ファン付き
		7 条、15 条	作業場への関係者以外 立入禁止	要	要	要
		6 条の 2 6 条の 3	隔離	－	－	隔離養生 (負圧不要) ²⁾
規則別表第七	右欄に記載	湿潤化等 ³⁾	要 (13 条第 1 項)	要 (13 条第 1 項)	要 ²⁾ (6 条の 3)	
		(飛沫防止等の養生)	○ ⁴⁾	○ ⁴⁾	－	
		(床防水養生)	○ ⁴⁾	－	－	
規則別表第七		(汚染水処理)	○ ⁴⁾	－	－	
		清掃	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 4	30 条					
規則別表第七	6 条	取り残し等の確認	要	要	要	要
18 条の 14 規則 16 条の 8	3 条、35 条、36 条	事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

- 1) 剥離剤工法の場合、使用する剥離剤及び工程に合わせて送気マスク等の適切な呼吸用保護具を着用する必要がある。令和 2 年基安化発 0817 第 1 号を参照。
2) 湿潤化及び隔離養生 (負圧不要) と同等以上の効果を有する措置を講じる場合は不要 (4.12.4 (3) 3) を参照)。
3) 石綿等の (粉時) 湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うこと。
4) 「○」は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。

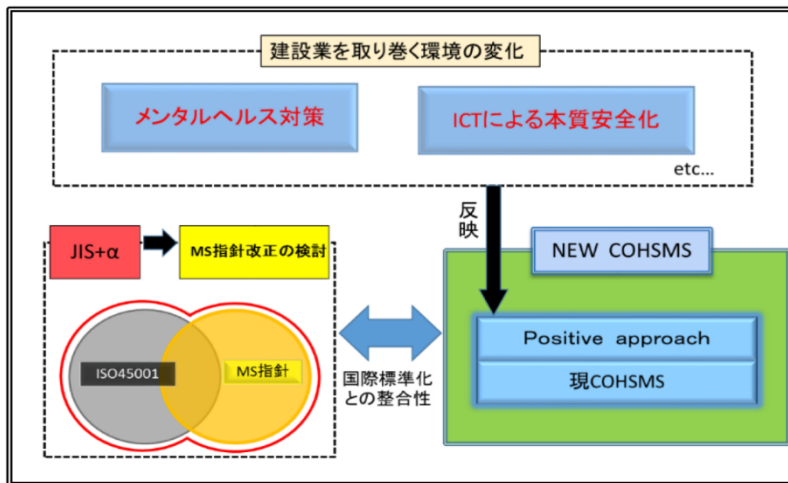


環境省 石綿 改正 マニキュアル

検索

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

建設業労働安全衛生マネジメントシステム (コスモス(COHSMS))の概要



お問合せ先

コスモスセンター



お電話でお問合せの方は

03-3453-1306

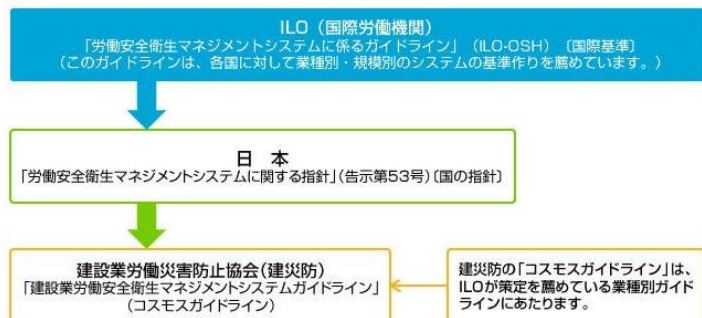


FAXでお問合せの方は

03-3453-0992

建設業労働災害防止協会 建設業労働安全衛生マネジメントシステムトータルサービスセンター(通称:コスモスセンター)
〒108-0014
東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階

建設業における働き方改革の実現に向けた動きの拡大、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的計画」に明記された建設現場におけるメンタルヘルス対策の推進及び化学物質等に対するリスクアセスメントの義務化等、近年の建設業の労働安全衛生を取り巻く環境の変化及び労働安全衛生マネジメントシステムの国際動向により、コスモスガイドラインが平成30年4月1日に改訂され、安全・安心な快適な職場環境の形成を図る「NEW COHSMS」として公表された。



労働者50人未満程度
の中小規模建設事業
場向け(※)のニュー
コスモス「Compact
COHSMS」
※ システム実施運用
の負担を軽減



リスクアセスメントの実施支援システム(建設)



リスクアセスメントの手引きと規程例



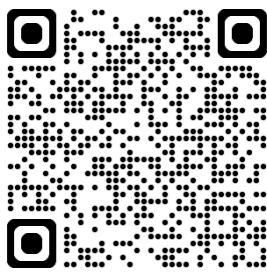
事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、**教育を行わなければならない。**

- 1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
 - 2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
 - 3. 作業手順に関すること。
 - 4. 作業開始時の点検に関すること。
 - 5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
 - 6. 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
 - 7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
 - 8. 前各号に掲げるもののほか、**当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項**
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

労働安全衛生法に基づく教育

1	雇入れ時の安全衛生教育	安衛法第59条 1 項、規則35条
2	作業変更時の安全衛生教育	安衛法第59条 2 項、規則35条
3	特別教育*	安衛法第59条 3 項、規則36条
4	職長教育	安衛法第60条、施行令 19 条、規則40条
5	危険又は有害業務従事者の安全衛生教育	安衛法第60条の 2、規則40条の 2
6	労働災害防止従事者の能力向上教育	安衛法第19条の 2、規則24条
7	健康教育	安衛法第69条
8	労働災害防止業務従事者講習	安衛法第99条の 2

就業制限業務一覧表
(免許・技能講習)



職長・安全衛生責任者能力向上教育の実施

建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を実施しましょう

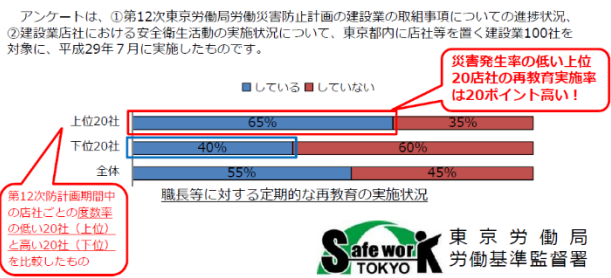
- 平成29年2月に「建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力に準じた教育カリキュラム」が定められました。
- 東京労働局が実施したアンケートによると、**労働災害の発生割合**、**建設会社では、職長等に対する再教育を実施している割合が高い**となっています。
- 現場における安全管理の要である職長等の能力向上を図り、労働減に取組みましょう。

教育カリキュラム及び対象者

教育カリキュラム		対象者
科目	時間	・ 職長等の職務に従った後、概ね5分 ・ 機械設備等に大幅な変更があったとき
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	120分	
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	60分	
危険性又は有害性等の調査等に関すること	30分	
グループ演習	130分	

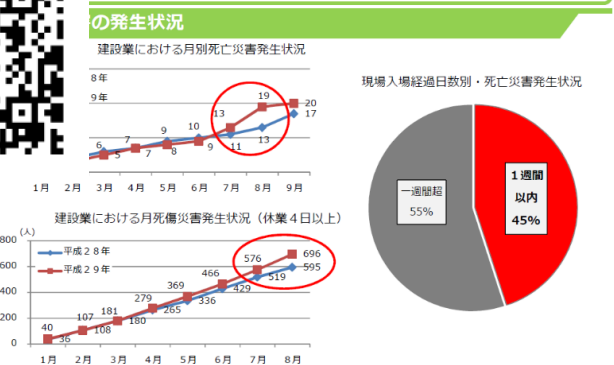
講習時間 5 時間 4 0 分
平成29年2月20日付け 基発第0220第4号

建設業における労働災害防止活動の取組状況アンケート結果（抄）



現場特有のリスクに応じた実効性のある「新規入場者教育」を実施しましょう

業における労働災害が急増しています。
29年に発生した死亡災害のうち、**現場入場 1 週間以内の災害が45%**を占めます。
特有のリスクに応じた実効性のある新規入場者教育を実施し、労働災害に取組みましょう。



建設工事における各種災害防止対策等ガイドライン等について



※ PDFデータの場合アンダーライン部はクリックするとリンク先を表示できます

建設業における総合的労働災害防止対策の推進について | 厚生労働省

○ ずい道工事関係

令和6年4月改正版 | 東京労働局HP

[山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン](#) | 厚生労働省

[シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン](#) | 厚生労働省

○ 掘削工事関係

[ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について](#) | 安全衛生情報センター



[斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン](#) | 厚生労働省



[「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」の策定について](#) | 安全衛生情報センター



[土止め先行工法に関するガイドラインの策定について](#) | 安全衛生情報センター



[土止め先行工法とは - 土止め先行工法に関するガイドラインの要点 -](#) | 厚生労働省

○ 橋梁工事関係

[橋梁建設工事における労働災害防止対策の徹底について](#) | 安全衛生情報センター

